

地方公共団体における 復旧・復興事業 の取組事例集

近年、全国の地方公共団体では、公共事業を取り巻く環境や変化する事業ニーズへの対応にあたって、必ずしも十分な体制で無い状況が指摘されており、頻発する災害への対応が求められたときに、たちまち発注者のマンパワー不足に陥ることが懸念されています。

復旧・復興事業の円滑な施工確保を図る上では、入札不調や現場の状況をきめ細かく注視するとともに、国と地方公共団体と地元の事業者団体が連携して協議を行うことや、発注者支援体制を構築することにより、必要な対策を機動的に講じていくことが重要と考えています。

当事例集では、地域の実情や工事の課題に対応して、様々な工夫を行いながら円滑な施工確保を実現している地方公共団体の取組がありますので、ご紹介いたします。

2017

多様な入札契約方式モデル事業選定・推進委員会



地方公共団体の取組事例

取組事例① 北海道

平成28年台風7,9,10,11号

災害発生直後や進捗に伴い発現した課題に対して、地元建設業協会と密に連携を図りながら段階的な対策を講じた結果、極力入札不調不落を回避しながら円滑な施工確保を実現

取組事例② 岩手県

平成28年台風10号

東日本大震災発生以降に適用した各種の施工確保対策等に加えて、被災状況を反映した余裕期間の設定や宿舍設置費用の導入等の追加対策を実施することで円滑な施工確保を実現

取組事例③ 岩泉町（岩手県）

平成28年台風10号

発注者体制が脆弱な課題に対して、復旧工事本格化前にCM方式を導入し事業推進体制を構築
発注ロットの大型化や発注計画の長期見通し等のCMR提案により、円滑な復旧工事を推進

取組事例④ 熊本県

平成28年熊本地震

国による事業代行制度を活用するとともに、復興JV制度の導入や設計変更協議会の設置等、段階的な対策を実施することにより円滑な施工確保を実現

参考 東日本大震災の事例

施工確保対策事例-1 【北海道】

災害発生直後や進捗に伴い発現した課題に対して、地元建設業協会と密に連携を図りながら段階的な対策を講じた結果、極力入札不調不落を回避しながら円滑な施工確保を実現

公共土木施設等被害額	被害状況（平成28年台風7,9,10,11号）	
544億円	<ul style="list-style-type: none"> 堤防決壊：5箇所 河川氾濫：74箇所 浸水面積：約800ha 浸水家屋：約1,300戸 	

課題やニーズ

- ・技術者・技能労働者不足に対して、円滑な施工体制の確保が困難
- ・物価・労務単価の変動などに対して、適正な採算性を確保することが必要
- ・入札契約手続きに関して、受発注者双方の負担軽減を図ることが必要



対策（詳細な施工確保対策は次項以降に掲載）

- ・建設業協会との連携により現場の課題やニーズに合った対策を実施（平成28年8月の発災後の1年間に5回の意見交換等を実施。）
- ・当初対策として、発注ロットの大型化、フレックス工期の導入、復旧JV制度の導入等、技術者・技能労働者不足への対応や、軽微な設計変更の上限率・上限額の緩和等、入札契約手続きの効率化等、11の対策を実施
- ・追加対策として、発注ロットの見直しや入札参加要件の拡大、コンクリートブロック等の資機材不足への対応として工事一時中止の活用等、4つの追加対策等を実施

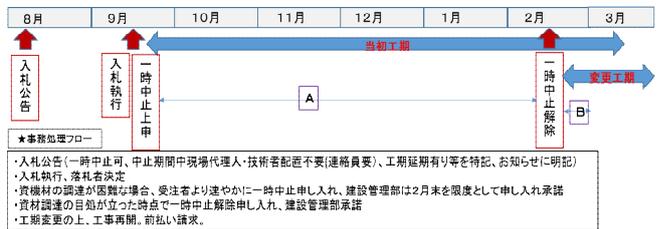
【当初対策の一例】

軽微な変更事項は、下記の比率・累計額となるまでは個別の手続きを行わず、一括して変更手続きを行う。

	今回改正	現行(H25)
比率	30パーセント	20パーセント
増減見込額の累計	1,500万円未満	1,000万円未満
新工種に係る分	750万円未満	500万円未満

【追加対策の一例】

資材調達不能時（コンクリートブロック）における一時中止の有効活用



効果

- ・復旧JVの活用の需要が高く、管外技術者の活用などに効果（復旧JVの暫定活用）
- ・比較的低価とならざるを得ない工事において、一定の効果（入札参加要件の緩和）
- ・一時中止の活用など受注環境を整えることで、企業の入札参加意欲を醸成する観点で効果

災害復旧工事の円滑な施工体制確保対策

〈発災直後からの地元建設業協会との連携〉

- 平成28年11月25日 一般社団法人帯広建設業協会から道に対して、「平成28年8月災害の復旧工事に係る要望書」を提出。
- 平成28年12月16日 一般社団法人帯広建設業協会と道の意見交換会
・「災害復旧工事特例共同企業体」の制度概要に係る意見交換

当初の対策

○ 技術者・技能労働者不足への対応

- ①近接工事や類似工事を合わせる発注ロットの大型化
- ②現場代理人の兼任件数緩和（2件→3件）（P5 上段図参照）
- ③受注者が工期の始期と終期を設定できるフレックス工期制の導入（P5 下段図参照）
- ④余裕工期・フレックス工期制度活用の徹底（P5 下段図参照）
- ⑤災害復旧工事特例共同企業体制度の暫定的な導入（P6 上段図参照）
・地域外の建設企業の活用

○ 適正な工事採算性の確保

- ⑥物価の変動に速やかに対応できるスライド条項の適切な設定・活用の徹底
- ⑦遠隔地からの労働者・建設資材等調達に係る設計変更対象範囲の一部拡大
- ⑧施工箇所が点在する工事における適切な経費の計上

○ 入札契約手続きの効率化

- ⑨指名競争入札、制限付一般競争入札（価格競争方式）の活用
- ⑩難易度が比較的低い工事等での総合評価における「簡易な施工計画」の除外
- ⑪軽微な設計変更の上限率・上限額の緩和（P6 下段図参照）

- 平成29年1月16日 一般社団法人帯広建設業協会と道の意見交換会
・災害復旧及び2次補正予算等の円滑な施工確保に向け、災害工事への対策上の課題について意見交換
- 平成29年5月30日 一般社団法人帯広建設業協会と道の意見交換会
・コンクリートブロック、技術者不足への対応強化に係る意見交換

追加の対策

- ①発注ロットの見直し
- ②入札参加要件の拡大（P7 上段図参照）
・入札参加者を予定価格に対応する等級の下位に格付けされる者まで拡大
・単体の管外企業が入札参加できるよう地域要件を拡大

- 平成29年8月2日 一般社団法人帯広建設業協会と道の意見交換会
・コンクリートブロック不足による不調・不落が増加したため新たな発注方式に係る意見交換

資機材不足への対応

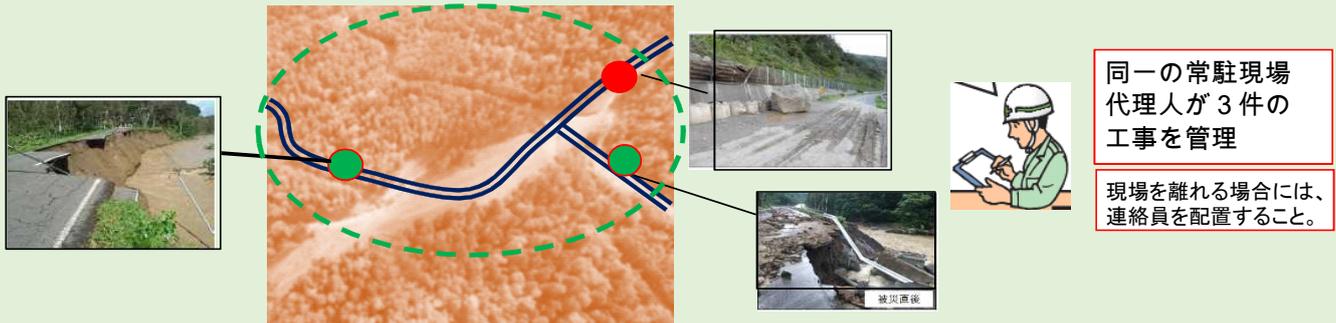
- ③資機材調達不能時における工事一時中止の有効活用（P7 下段図参照）
- ④資機材が確保できる時期まで工期を延期する繰越制度の活用

施工確保対策事例-1【北海道】

【当初対策②】 現場代理人の兼任数緩和

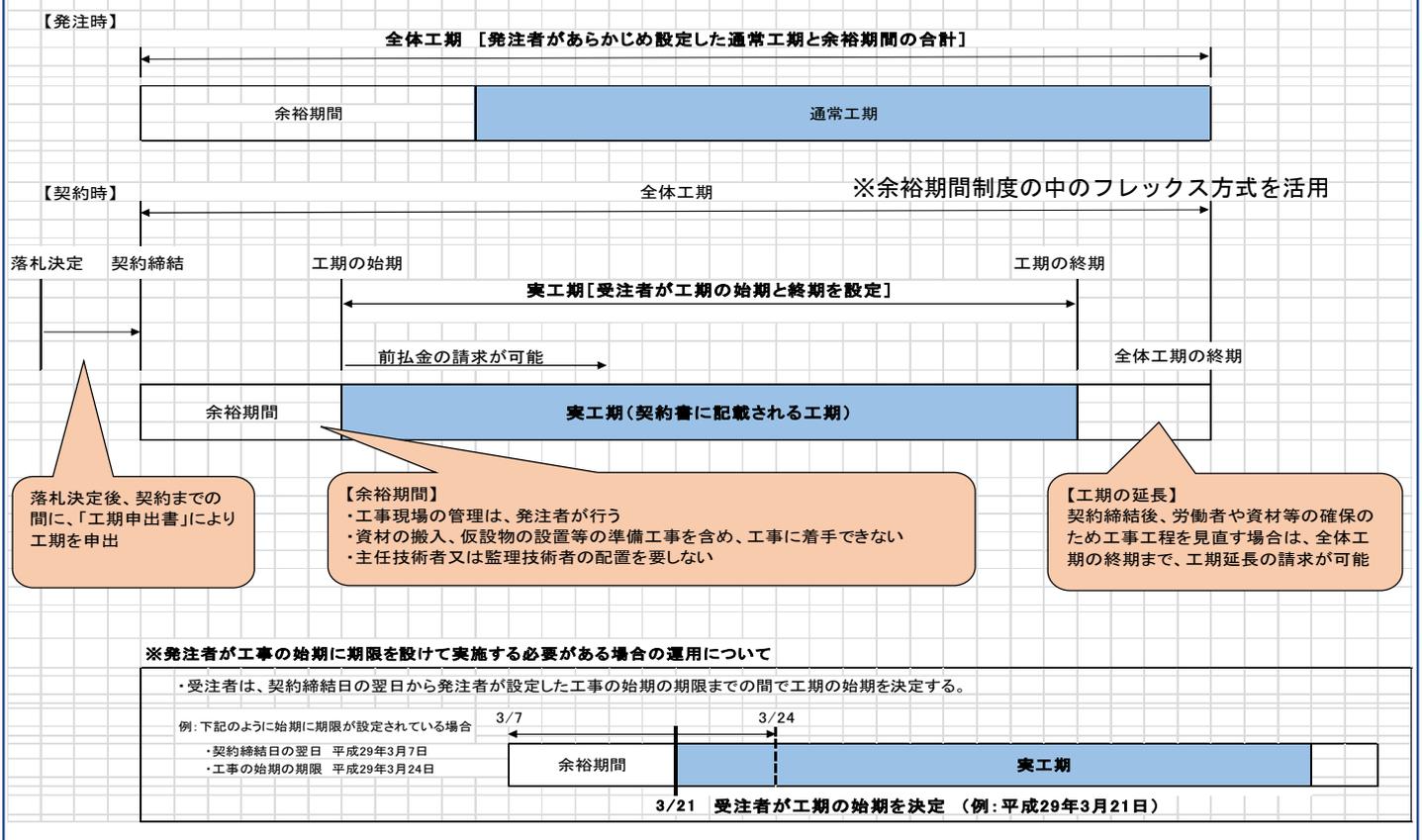
現場代理人の兼任可能件数を2件から3件まで緩和（条件は従来のとおり）

- (1) 請負代金が3,500万円未満の工事：原則、同一市町村内（他の発注機関も含む）
 - (2) 請負代金が3,500万円以上、下請代金の総額が4,000万円未満の工事：建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた工事（工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度）
- ※（1）、（2）とも、主任技術者と現場代理人の兼務に係らず兼任することができます



【当初対策③,④】 余裕期間・フレックス工期制度の活用

余裕期間・フレックス工期制度概要図



施工確保対策事例-1【北海道】

【当初対策⑤】 災害復旧工事特例共同企業体制度の暫定的な導入

通常JVの資格要件			復旧JV 構成員の組合せ			復旧JVの資格要件		
予定価格	地域要件	JV格付	管外 + 管外	管外 + 管内	管内 + 管内	JV格付	地域要件	予定価格
24.7億円		A1	A1 外 + A1 外 A1 外 + A2 外	A1 外 + A1 内 A1 外 + A2 内 A1 内 + A2 外	A1 内 + A1 内 A1 内 + A2 内	A1	A同士、1社はA1 すべて道内	24.7億円
5億円		A1	A1 外 + A1 外 A1 外 + A2 外	A1 外 + A1 内 A1 外 + A2 内 A1 内 + A2 外	A1 内 + A1 内 A1 内 + A2 内 A2 内 + A2 内	A1	A同士、1社はA1 1社が道内に主たる	5億円
3億円		A1	A1 外 + A1 外 A1 外 + A2 外 A2 外 + A2 外	A1 外 + A1 内 A1 外 + A2 内 A1 内 + A2 外 A2 外 + A2 内	A1 内 + A1 内 A1 内 + A2 内 A2 内 + A2 内	A1	A同士 すべて道内に主たる	3億円
2.5億円		A1		A1 外 + A1 内 A1 外 + A2 内 A1 内 + A2 外 A2 外 + A2 内	A1 内 + A1 内 A1 内 + A2 内 A2 内 + A2 内	A1	A同士、1社が管内	2.5億円
1億円		A2		A2 外 + A2 内 A2 外 + B 内 A2 内 + B 外 B 外 + B 内	A2 内 + A2 内 A2 内 + B 内 B 内 + B 内	A2	Cを除く すべて管内	1億円
7千万円		A2		A2 外 + A2 内 A2 外 + B 内 A2 内 + B 外 B 外 + B 内	A2 内 + A2 内 A2 内 + B 内 B 内 + B 内	A2	Cを除く すべて管内	7千万円

※対象工事量の減少により平成30年度はA2内+A2内の拡大措置は運用しないこととした。

新JV制度により
参加要件を拡大

【当初対策⑪】 軽微な設計変更の上限率・上限額の緩和

災害からの早期復旧のため、これまで以上に契約事務の簡素合理化を図り、増大する事業の適期、効率的執行を図る。

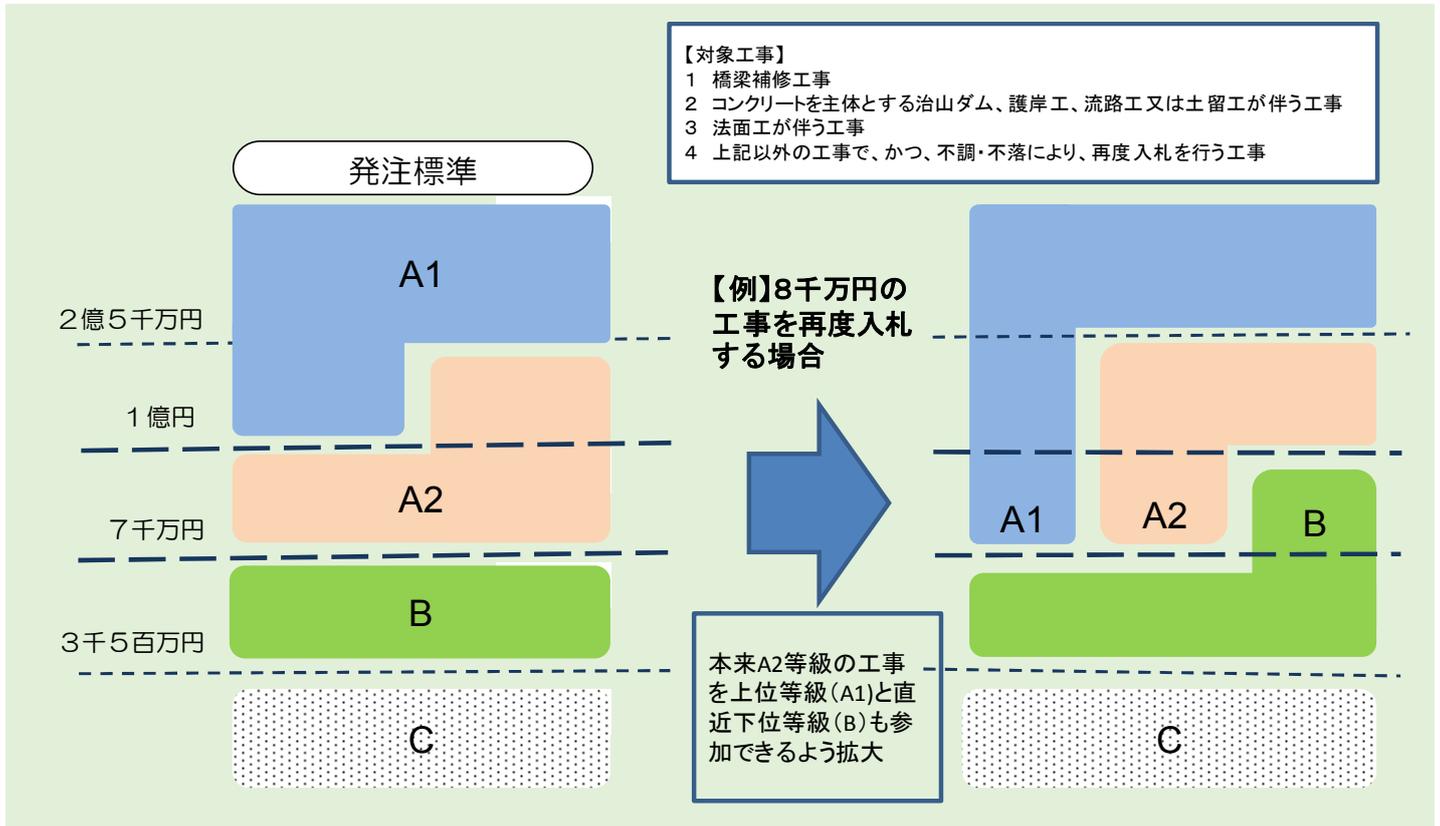
軽微な設計変更の範囲を拡大

	今回改正	現行(H25)	参考(H15)
比率	30パーセント	20パーセント	20パーセント
増減見込額の累計	1,500万円未満	1,000万円未満	600万円未満
新工種に係る分	750万円未満	500万円未満	300万円未満

施工確保対策事例-1【北海道】

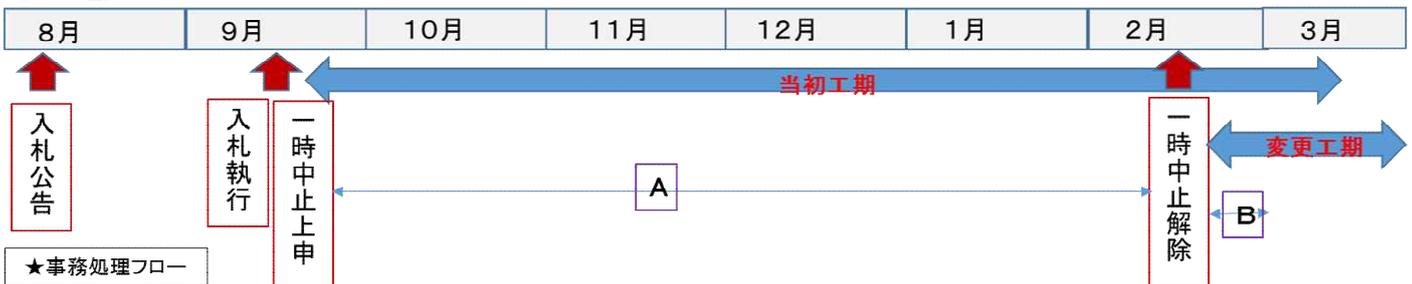
【追加対策②】 入札参加要件の拡大

予定価格に対応する等級の上2位までの等級に格付けられた者を指名することができるものとし、これによっても一定数の業者を確保できない場合で、工事の内容が比較的平易で、かつ履行成績が優秀であると認められる者が存する場合にあっては、直近下位に格付けされた者も指名することができる。



【追加対策③】 資機材調達不能時における工事一時中止の有効活用

【イメージ図】



★事務処理フロー

- ・入札公告（一時中止可、中止期間中現場代理人・技術者配置不要(連絡員要)、工期延期有り等の特記、お知らせに明記）
- ・入札執行、落札者決定
- ・資機材の調達に困難な場合、受注者より速やかに一時中止申し入れ、建設管理部は2月末を限度として申し入れ承諾
- ・資材調達の目処が立った時点で一時中止解除申し入れ、建設管理部承諾
- ・工期変更の上、工事再開。前払い請求。

★A期間の取扱い

- ・現場着手までの間現場代理人、技術者の配置は要さず、連絡員を配置。
- ・一時中止及びそれに伴う工期延期を受注者の責めとしない。
- ・仮に打ち切りになった場合も受注者の責めとしない。
- ・工事に着手していない間、緊急対策や現場の維持管理は受注者の責めとしない。

★B期間の取扱い

- ・工程表、施工体制等関係資料提出
- ・前払金請求、支払い

施工確保対策事例-2【岩手県】

東日本大震災発生以降に適用した各種の施工確保対策等に加えて、被災状況を反映した余裕期間の設定や宿舍設置費用の導入等の追加対策を実施することで円滑な施工確保を実現

公共土木施設等被害額	被害状況（平成28年台風10号）	
236億円	・災害決定箇所：592箇所	

課題やニーズ

- ・資機材確保等に不安があり、工期内の完成の見通しが立たない
- ・発注ロットの拡大に伴い、現場管理の人的・コスト的な負担に不安
- ・技術者や労働者の確保が困難
- ・労働者の宿泊施設や、下請け業者の確保が困難

対策（詳細な施工確保対策は次項以降に掲載）

- ・建設業協会との意見交換を通じて課題やニーズに合った対策を実施
- ・工期やコスト、資機材不足については、従前の措置に加え、特例措置の詳細な内容について改めて建設業協会等への説明を実施
- ・余裕期間の設定について、国の基準を上回る「最大180日間」の適用を実施
- ・岩泉町において、宿舍設置に要する費用の工事費への積上げ計上を実施（8千万円以上の工事に緩和）

【余裕期間の導入】



【宿舍建設費用の工事費算入】



効果

- ・余裕期間の対策では、次年度の着工も可能となるため、他地域からの参入促進に効果
- ・宿泊施設が不足する地域の工事で、労働者の宿泊施設の確保が容易になり、他地域からの業者参入に効果
- ・復旧工事の発注の多さや地理的条件の厳しさを背景に、応札者がいない入札不調が発生していたが、追加対策により一定の効果

災害復旧工事の円滑な施工体制確保対策

岩手県の独自対策

○ 実勢を反映した工事価格の算定

- ① 契約後に直近の単価適用年月で変更
- ② 生コンクリートに使用する粗骨材最大寸法40mmが不足する場合、設計変更対象とする

○ 工期の確保

- ① 小規模工事発注ロットの拡大及び工期付与（1 km以上離れている工事の合冊に1 工事毎に2.5 日加算）
- ② 労働者や資材不足に伴う工期の弾力的な運用
- ③ 受注者の円滑な工事施工体制の確保のための余裕期間の設定（最大180日間）

（P 10 上段図参照）

○ 労働者の確保

- ① 宿舍設置に要する費用を工事費に積上計上（岩泉町において8千万円以上の工事に緩和）

（P 10 下段図参照）

○ 入札制度の特例措置

- ① 入札参加資格の設定基準の見直し（工事場所の県内業者参入見込み数の引き下げ）
- ② 低入札価格調査制度の一部改正（調査基準価格の引き上げ）
- ③ 復旧・復興事業に係る工事契約の迅速化（指定工事随契）
- ④ 原則的な地域要件の特例（入札参加資格に隣接の内陸地域を追加）
- ⑤ 海中工事における地域要件及び特定共同企業体発注方針の特例
- ⑥ 土木構造物の一般工事における特定共同企業体発注方針の特例

○ その他

- ① 発注者支援業務の更なる拡大
- ② CM方式の活用

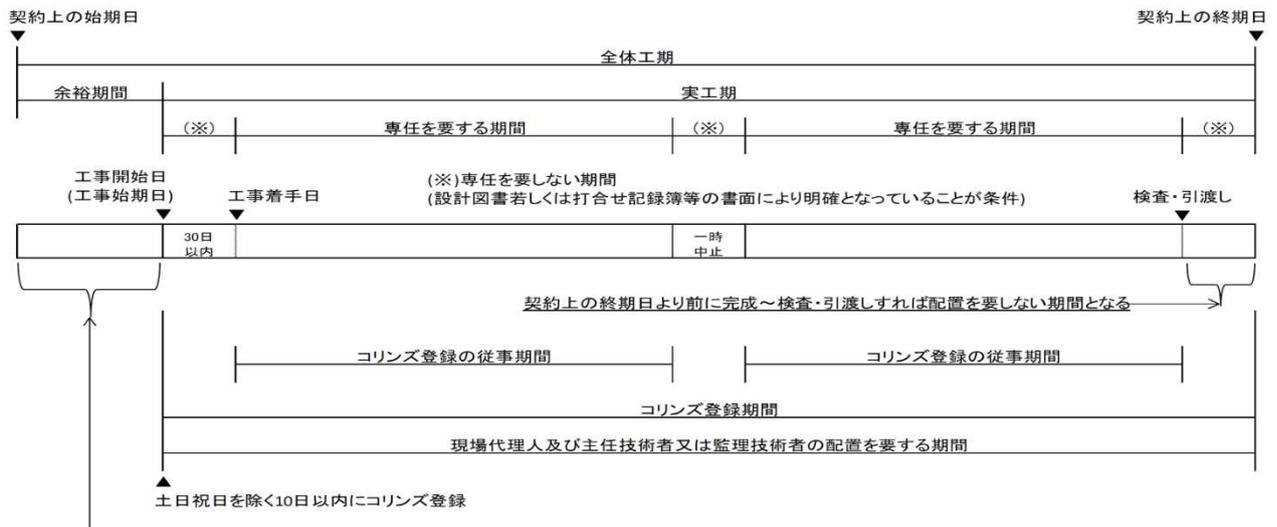
施工確保対策事例-2【岩手県】

【工期の確保③】 受注者の円滑な工事施工体制の確保のための余裕期間の設定

- 発注者が6か月(180日間)を超えない範囲内で余裕期間を設定。(余裕期間制度の中の「発注者指定方式」)
- 標準的な余裕期間は実工期の30%以内かつ4か月(120日)以内となっているが、岩手県独自に6か月(180日間)以内としている。
- 特記仕様書等に、余裕期間及び工事開始日等を明示し、受発注者協議により、余裕期間を短縮して工事開始日を変更し早めることは可能としている。

余裕期間を設定した工事のイメージ

余裕期間を設定した工事で、契約上の終期日より前に完成～検査・引渡しする例



【労働者の確保①】 宿舍設置に要する費用を工事費に積上計上

- 労働者を遠隔地から確保するために、宿舍の建設を行う。
- 宿舍設置費用を契約後に変更契約対象とすることを可能とする。

国土入企第32号
平成25年2月25日

岩手県 主管担当部 局長 殿
宮城県 主管担当部 局長 殿
福島県 主管担当部 局長 殿
仙台市 主管担当部 局長 殿

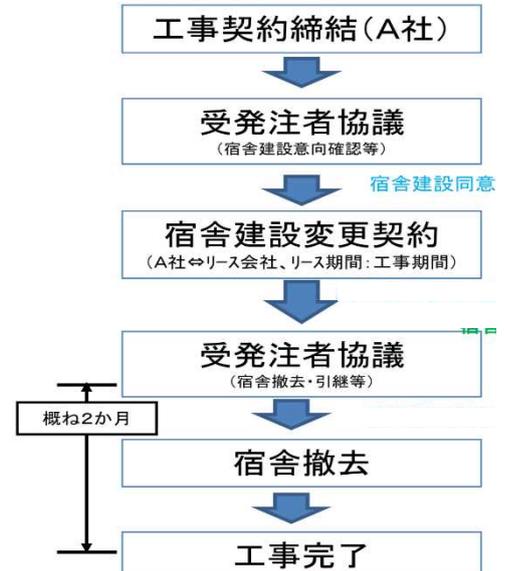
国土交通省土地・建設産業局建設業課長

東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舍設置の
積算方法等に関する試行について

平成25年2月19日に開催した第5回復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会において公表した「国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策の運用状況」のうち、労働者宿舍設置の積算方法等について、別添のとおり、被災三県で実施される国土交通省直轄工事における試行に係る運用が定められたところです。各発注者におかれては、これを参考として、適切な積算に努めて頂くようお願いいたします。

なお、被災三県におかれては、貴県内の市町村(政令指定都市を除く。)に対し、また、所管の法人(市町村所管のものを含む。)に対しても、この旨通知をお願いします。

■ 宿舍建設の流れ



施工確保対策事例-3 【岩泉町】

発注者体制が脆弱な課題に対して、復旧工事本格化前にCM方式を導入し事業推進体制を構築
発注ロットの大型化や発注計画の長期見通し等のCMR提案により、円滑な復旧工事を推進

公共土木施設等被害額	被害状況（平成28年台風10号）
84億円	・河川：133箇所 ・道路：230箇所 ・橋梁：10箇所

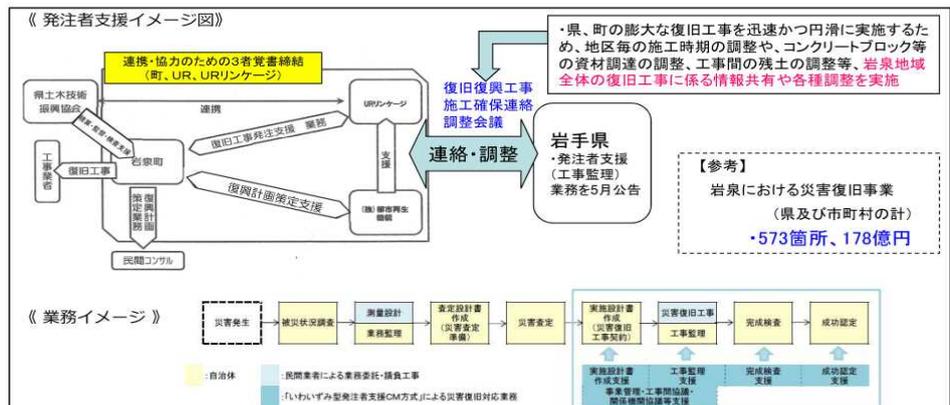


課題やニーズ

- ・震災復旧・復興工事を進める中、深刻なマンパワー不足により発注者体制の確保が困難。
- ・労働者の宿泊施設や下請け業者の確保が困難

対策（詳細な施工確保対策は次項以降に掲載）

- ・発注者の体制の補完として、都市再生機構（UR）及び(株)URリンケージの協力による「いわいずみ型発注者支援CM方式」の採用と町を含めた三者による覚書の締結。
- ・積算支援、現場監督及び検査支援については、岩手県土木技術振興協会による補助業務でさらに体制を補完。
- ・全発注案件の大型ロット化（ロット化は複数回やり直し）と複数年分をまとめて策定。
- ・宿舍設置に要する費用の工事費への積上げ計上を実施（8千万円以上の工事に緩和）



効果

- ・全発注案件を複数年分まとめて策定することにより、発注体制の整備（岩手県土木技術振興協会の積算支援）及び受注業者の応札判断に寄与し、不落の発生防止に効果。
- ・民間CMが、俯瞰した検討、長期見通しや工期遵守に向けた情報収集等、情報面での集約、調査、一元管理（情報センター）機能を発揮し、発注者体制の補完に効果。
- ・労働者の宿泊施設の確保が容易になり、応札しやすい環境整備に効果。
- ・入札不調・不落が、発生していない。

災害復旧工事の円滑な施工体制確保対策

○ 発注者体制の整備

- ①外部機関（都市再生機構、URリンケージ）との連携（P 12 下段図参照）
- ②民間へのCM及び積算支援・現場監督補助等の業務委託（P 12 下段図参照）

○ 発注の工夫

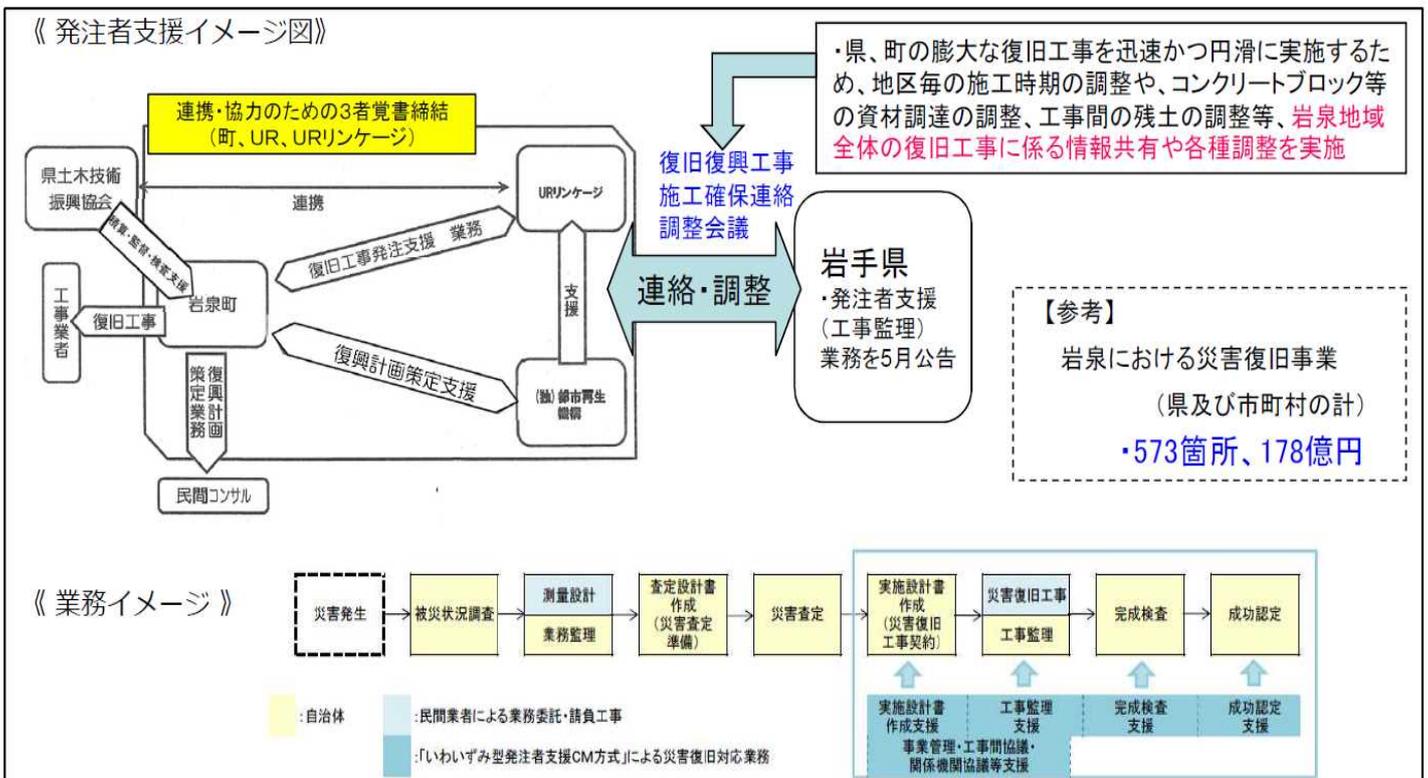
- ①全発注案件の大型ロット化（ロット化は複数回やり直し）
- ②全発注案件を複数年まとめて策定

○ 労働者の確保

- ①宿舍設置に要する費用を工事費に積上計上（8千万円以上の工事に緩和）

【発注者体制の整備 ①、②】 いわいずみ型発注者支援CM方式

- URリンケージは、俯瞰した検討、発注長期見通し、工期遵守に向けた情報収集等を実施
- 県土木技術振興協会は、積算支援と現場監督補助業務及び検査支援を実施



施工確保対策事例-4 【熊本県】

国による事業代行制度を活用するとともに、復興JV制度の導入や設計変更協議会の設置等、段階的な対策を実施することにより円滑な施工確保を実現

公共土木施設等被害額	被害状況（平成28年熊本地震）
502 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・県管理河川の被災箇所：135河川 637箇所 ・県管理道路・橋梁の被災箇所：93路線 606箇所 ・土石流箇所：54箇所 かけ崩れ箇所：94箇所



課題やニーズ

- ・災害復旧事業実施において発注者の体制不足が発生
- ・工事施工者において技術者、技能労働者、作業員等の不足が発生
- ・作業員や資機材の不足等に伴い、施工効率の低下が発生

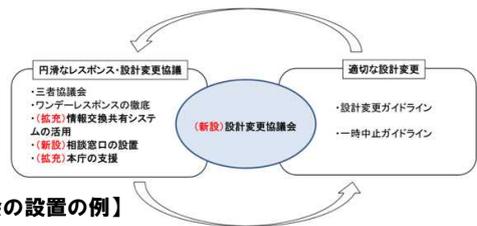
対策（詳細な施工確保対策は次項以降に掲載）

- ・「県道熊本高森線」の災害復旧事業について、「大規模災害からの復興に関する法律（復興法第46条）」に基づき代行実施を国に要請
- ・「国道325号阿蘇大橋」の災害復旧について、「道路法第13条第3項」の規定に基づき代行実施を国に要望
- ・地域外からの労働者確保に必要な旅費、宿泊費及び交通費等のうち標準的な積算基準を上回るものについて設計変更で対応
- ・作業員や資機材の不足等に伴い、施工効率の低下があったことから、復興歩掛及び復興係数を適用
- ・現場の状況の変化等に関して円滑な対応を図るため「設計変更協議会」を新たに設立



【事業行政代行の例】

【設計変更協議会の設置の例】



効果

- ・国による事業代行による災害復旧事業の迅速化に効果
- ・発注件数の急激な増加の影響により一時的に不調発生率が非常に高くなったが、4回にわたる対策の実施により一定の効果がみられた
- ・地域外からの労働者確保に係る設計変更について、実施に伴い労働者の確保に効果
- ・余裕期間の設定により、施工体制・資材の確保に対して効果
- ・現場代理人の常駐義務の緩和による受注者の体制確保に効果

災害復旧工事の円滑な施工体制確保対策

当初の対策

○入札制度

- ①発注標準の見直し（A2等級 5,500万円→7,000万円 等）
- ②復興JV制度の導入（JVを結成することで、A2等級業者も被災地の工事に参加）
- ③総合評価落札方式の見直し（震災関連等工事の受注実績の評価項目導入、地域性評価項目を設定しない）
- ④指名競争入札の対象金額の拡大（3,000万円→7,000万円）

○施工確保対策

- ⑤遠隔地からの建設資材・仮設材の調達に係る購入費や輸送費の設計変更
- ⑥地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更
- ⑦発注機関による見積り徴収又は特別調査による単価設定
- ⑧現場代理人の常駐義務の緩和

追加の対策

○入札制度

- ①指名競争入札における地域要件の見直し（指名企業を隣接振興局へ拡大する等）
- ②一般競争入札における地域要件の見直し（A2等級対象工事の一部で地域要件を全県に拡大）
- ③発注ロットの拡大（合併することが可能な工事は合併方式とし1工事として発注）
- ④総合評価落札方式の見直し（3億円未満の工事について一部を除き総合評価の対象外、簡易型の拡大）
(P15 下段図参照)
- ⑤1者入札の取り扱いの見直し（原則1者入札可とする）

○施工確保対策

- ⑥「復興歩掛」及び「復興係数」の導入
- ⑦営繕積算方式活用マニュアル【熊本被災地版】の活用
- ⑧最新資材単価への設計変更に係る特例措置
(予定価格算定時に使用した設計単価を、工事契約時点の最新の設計単価に設計変更を可能とした)
- ⑨最新積算基準への設計変更に係る特例措置
(予定価格算定時に使用した積算基準を、工事契約時点の最新の積算基準に設計変更を可能とした)
- ⑩クレーン賃料等の市場調査の実施
- ⑪工事書類の簡素化（土木工事15種類、建築工事7種類の工事書類を簡素化）
- ⑫発注見通し情報詳細版の公表
- ⑬「災害復旧推進チーム」の設置（P16 上段図参照）
- ⑭「設計変更協議会」の設置（P16 下段図参照）
- ⑮作業効率の低下による下請経費等の増加を設計価格に適切に反映（公共建築工事）

施工確保対策事例-4【熊本県】

(参考)

■大規模災害からの復興に関する法律

第46条 国土交通大臣は、道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら当該被災地方公共団体が管理する国道（同法第三条第二号に掲げる一般国道をいう。）、都道府県道（同条第三号に掲げる都道府県道をいう。）、又は市町村道（82同条第四号に掲げる市町村道をいう。次項において同じ。）の当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下「特定災害復旧等道路工事」という。）を施行することができる。

- 一 災害復旧事業
- 二 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

■道路法

(国道の維持、修繕その他の管理)

第13条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

- 2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市が行うことができる。
- 3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

〈略〉

【追加対策 入札契約制度④】 総合評価落札方式の見直し

震災関連等工事に適用する震災関連等工事型（J S型）の拡大

【適用】

【震災関連等工事型（J S型）】

- ・震災関連等工事で土木一式、舗装及び法面に適用
- ・震災関連等工事で土木関係の電気、管等工事^{※1}に適用
- ※1：5、5千万円以上の工事を対象とする。
- ・震災関連等工事で建築一式及び建築関係の電気、管等工事は通常工事型を適用

工種 金額	競争参加資格に同種工事の施工実績を設定する工事		競争参加資格に同種工事の施工実績を設定しない工事	
	5億円以上	簡易型Ⅱ-JS (施工体制確認型)		
5億円未満 ～ 7千万円以上	簡易型Ⅱ-JS			

※「WT0条件及び技術提案型」については、本ガイドラインの適用対象外とする。

【評価項目】

項目	評価項目	簡易型Ⅱ-J S		簡易型Ⅱ-J S (施工体制確認型)	
		予定価格3億円未満	予定価格3億円以上	予定価格5億円以上	予定価格5億円以上
企業実績等	同種工事の施工実績（2件） 許可業種の工事成績評定点の平均点	◎ 3点 【3点】	◎ 3点 【3点】	◎ 3点 【3点】	◎ 3点 【3点】
	優良JVによる入札参加の有無 (予定価格3億円未満の土木一式工事(混合入札対象工事)のみ認定)	◎ 5点 【-】	-	-	-
	震災関連等工事の受注件数	◎ 3点 【-】	◎ 3点 【-】	◎ 3点 【-】	◎ 3点 【-】
小計		11点 【3点】	6点 【3点】	6点 【3点】	6点 【3点】
技術面等	配属予定技術者の資格	◎ 6点 【6点】	◎ 6点 【6点】	◎ 6点 【6点】	◎ 6点 【6点】
	同種工事の施工経験（2件） 許可業種の工事成績評定点（1件）	◎ 6点 【6点】	◎ 6点 【6点】	◎ 6点 【6点】	◎ 6点 【6点】
		◎ 6点 【6点】	◎ 6点 【6点】	◎ 6点 【6点】	◎ 6点 【6点】
小計		17点 【9点】	12点 【9点】	12点 【9点】	12点 【9点】
合計		28点 【12点】	18点 【12点】	18点 【12点】	18点 【12点】

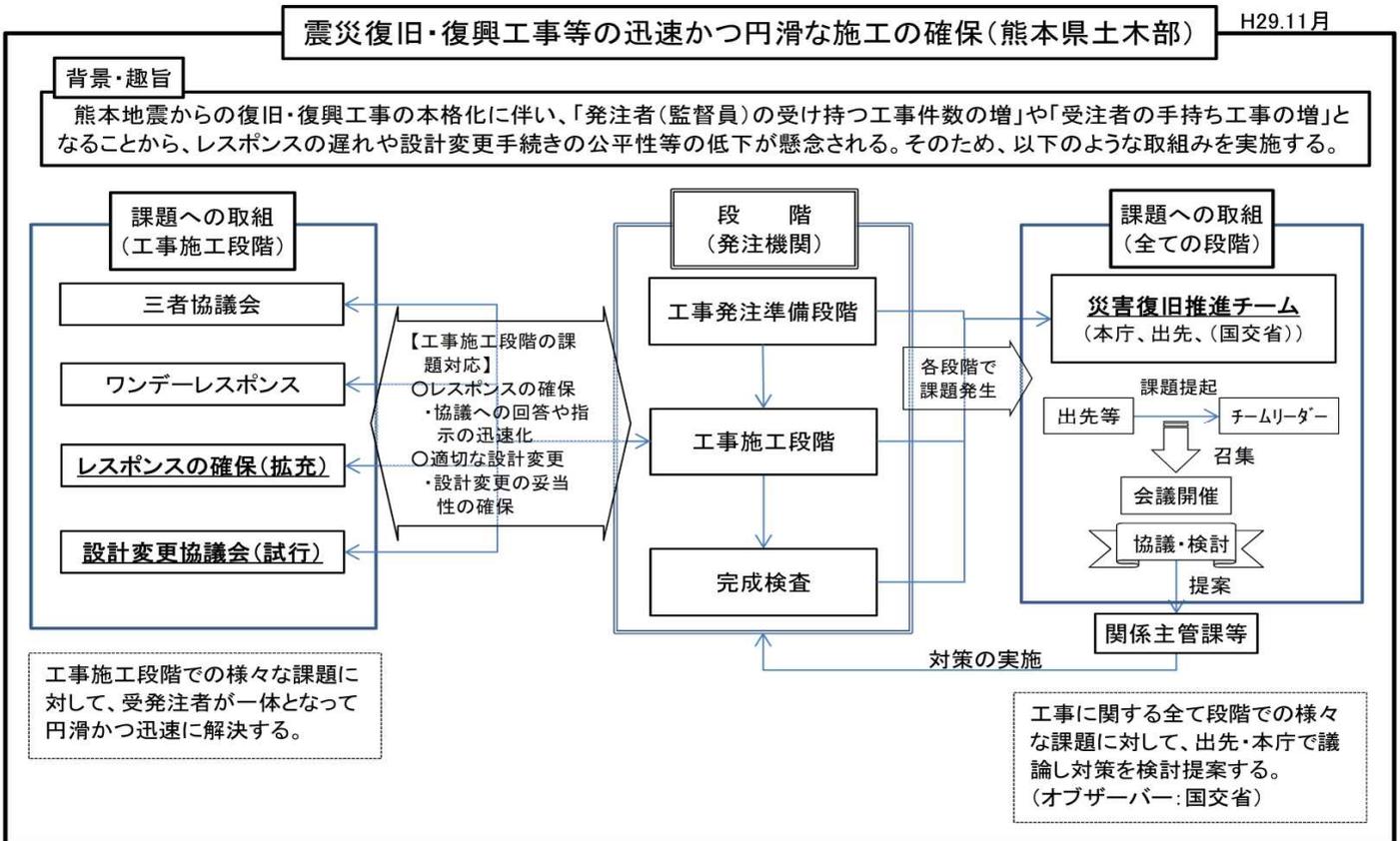
◎土木一式等工事（【】書きは土木一式以外の舗装、法面、土木関係の電気、管等工事の場合）

※「熊本県土木部建設工事総合評価落札方式ガイドライン 平成30年4月版」より抜粋

施工確保対策事例-4【熊本県】

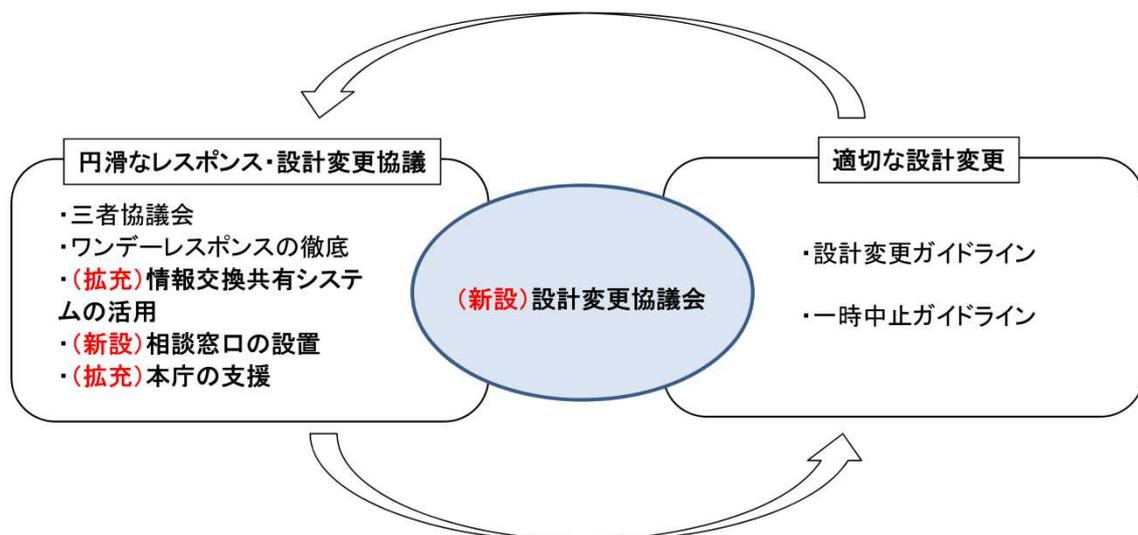
【追加対策⑬】「災害復旧推進チーム」の設置

災害復旧工事を円滑に進めるため、積算や設計変更等に関する課題への対応



【追加対策⑭】「設計変更協議会」の設置

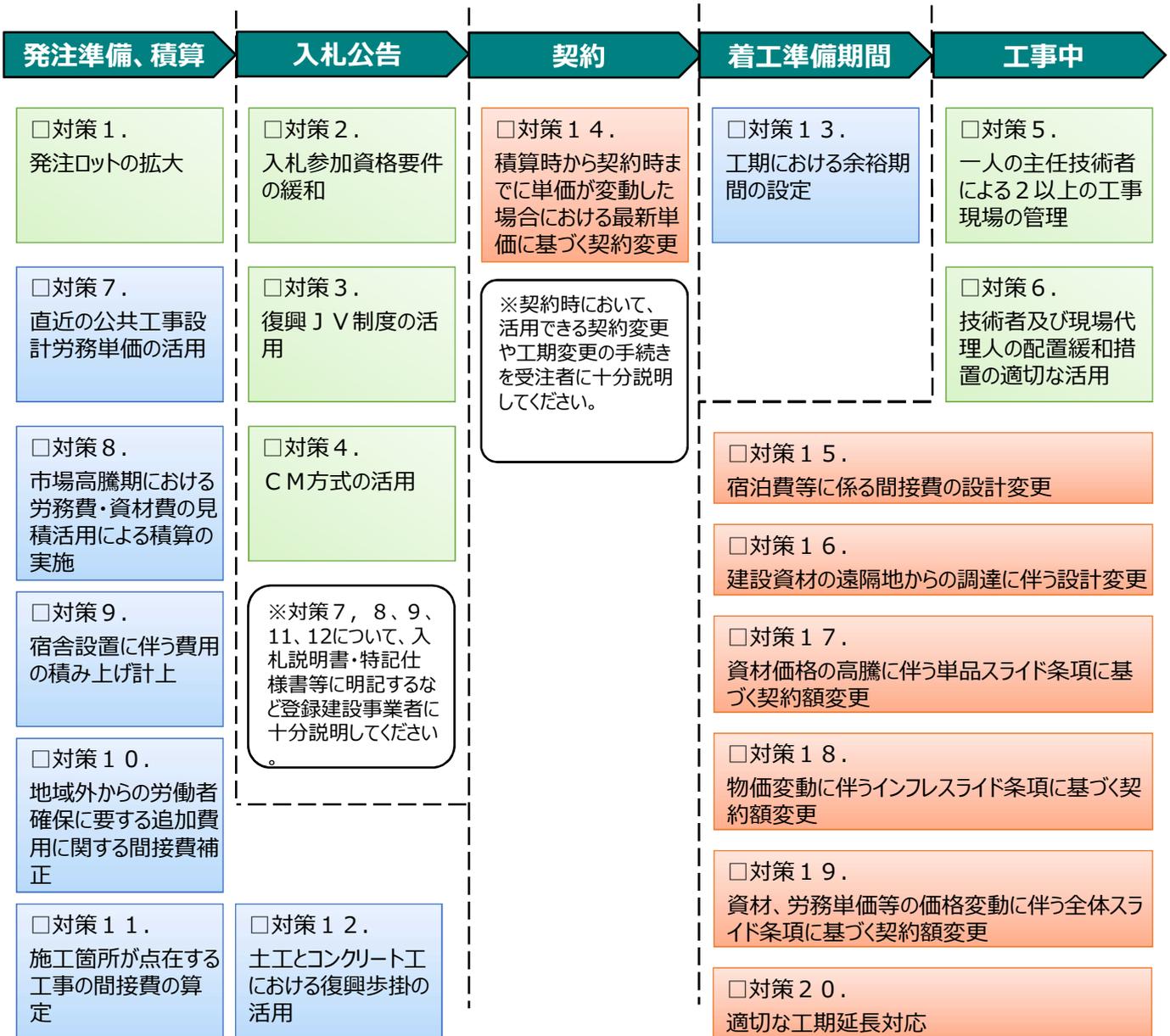
工事施工段階での様々な課題に対して、受発注者が一体となって円滑かつ迅速に対応な解決を図る。



参考-東日本大震災の事例

復旧・復興事業の施工確保対策一覧<工事発注手続の各段階別>

- 建設業者の不足、人材・資材の不足や価格高騰の状況で、復旧・復興事業の円滑な施工を確保するため活用する対策は以下の通りなので、発注者は、地域の实情に応じて、必要な対応策を採用しているか確認してください。
- 応札を検討している建設企業は、発注者が採用している対応策を事前に確認してください。



- <対応策の目的>
- 入札参加者、技術者等の確保
 - 予定価格・工期の適切な設定
 - 宿泊費、価格高騰等に伴う契約変更

※発注者は、特に重要な工事については、発注時期等の見通しを登録建設事業者に十分広報してください。

復旧・復興事業の施工確保対策① <入札参加者、技術者等の確保>

対策	状況	対応方法	関係通知等
1. 発注ロットの拡大	<ul style="list-style-type: none"> 技術者を効率的に活用したい場合 発注数を減じて、発注事務負担の軽減をした場合 	<ul style="list-style-type: none"> 近接する工事、同一工種の工事などを束ねて発注するなど、<u>発注ロットを拡大</u>する (留意事項) 積算時には「<u>施工箇所が点在する工事の間接費の積算</u>」を活用 	
2. 入札参加資格の地域要件の拡大、施工実績要件又は等級要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <u>地域内の企業に受注余力が無い</u>場合 	<ul style="list-style-type: none"> 個別工事の入札参加資格の<u>地域要件</u>について、<u>工事施工地域外の企業の入札を認める</u>など、<u>設定範囲を拡大</u> 個別工事の入札参加資格の<u>施工実績要件</u>について、<u>工種のみを要件とし、施工規模については要件としない</u>など、<u>工事の品質を確保しつつ緩和</u> 個別工事の入札参加資格の<u>等級要件</u>について、<u>工事規模に比して技術的難易度が比較的低い</u>場合は下位等級にも入札参加を認めるなど、<u>工事の品質を確保しつつ緩和</u> 	
3. 被災地域内外の建設業者で結成する復興JV制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <u>人材不足や大型工事のため、地域の単体企業だけでは技術者や労働者を確保することが困難と想定される</u>場合 	<ul style="list-style-type: none"> 地域外の建設企業の技術者等を活用できるよう、被災地域内の企業と被災地域外の建設企業で結成される復興JVに<u>入札への参加を認める</u>。 (留意事項) 宿泊費等に係る間接費の設計変更等が活用可能であることを現場説明事項等に明記 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年2月29日付国土入企第34号「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」 平成24年10月10日付国土入企第19号「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」
4. CM方式の活用	<ul style="list-style-type: none"> <u>人材不足や多数の工事発注があるため、地域の単体企業だけでは技術者や労働者を確保することが困難と想定される</u>場合 発注数を減じて、発注事務負担の軽減をした場合 	<ul style="list-style-type: none"> 1回の発注で、複数地区の調査、設計、工事施工までの契約が可能な入札契約方式（CM方式）を活用する。 	
5. 一人の主任技術者による2以上の工事現場の管理	<ul style="list-style-type: none"> 近接する2以上の工事現場を同一の施工者が施工する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 10 km程度の近接した場所に2以上の工事現場があり、<u>工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事である場合、同一の専任の主任技術者がこれらの現場を管理することができる</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年2月5日付国土建348号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」 平成25年9月19日付国土建162号「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について」
6. 技術者及び現場代理人の配置緩和措置の適切な活用		<ul style="list-style-type: none"> 工事現場における運営、取締り及び現場代理人の権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保される場合、<u>現場代理人の常駐義務の緩和可能</u> 「<u>契約締結から現場着手までの間</u>」、「<u>検査終了後の期間</u>」等は現場代理人の常駐や<u>監理技術者又は主任技術者の専任を要しないことが可能</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年2月5日付国土建348号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」

復旧・復興事業の施工確保対策②<予定価格・工期の適切な設定>

対策	状況	対応方法	関係通知等
7. 直近の公共工事設計労務単価の活用		<p>▶平成25年度公共工事設計労務単価を適切に活用して積算を実施する</p>	<p>▶平成25年3月29日付24農振第2404号、国土建労第40号、国港技第126号「平成25年度公共工事設計労務単価について」</p> <p>▶平成25年3月29日付国土入企第37号「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」</p>
8. 市場高騰期における労務費・資材費の見積活用による積算の実施	<p>▶価格変動が著しく、通常の積算価格では市場価格を適切に反映することが困難な場合</p>	<p>▶価格変動が著しい特定の地域について、<u>見積もりを積極的に活用して積算を実施する</u></p>	<p>▶平成24年6月29日付国土入企第12号「東日本大震災の被災地域での建設工事等における適切な予定価格の算出のための資材価格及び労務費での見積活用の推進について」</p>
9. 宿舍設置に伴う費用の積み上げ計上	<p>▶宿舍不足のため、施工者が地域外から確保した労働者に対して、<u>宿泊施設の確保が困難であることが想定される場合</u></p>	<p>▶積算時に、<u>宿泊施設の必要戸数の建設費用を共通仮設費の積み上げ分として計上</u></p>	<p>▶平成25年2月25日付け国土入企第32号「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舍設置の積算方法等に関する試行について」</p>
10. 地域外からの労働者確保に要する追加費用に関する間接費補正	<p>▶宿舍不足のため、施工者が地域外から確保した労働者に対して、<u>宿泊施設の確保が困難であることが想定される場合</u></p>	<p>▶積算時に、「<u>宿泊費</u>」、「<u>労働者の輸送に要する費用</u>」、「<u>募集及び解散に要する費用</u>」について、現行積算基準による積算では乖離が生じることを想定し、<u>共通仮設費率と現場管理費率に補正係数を乗じる</u>。</p>	<p>▶平成24年2月29日付け国土入企第38号「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」</p>
11. 施工箇所が点在する工事の間接費の算定	<p>▶発注ロットの拡大等により、一つの発注で<u>施工箇所が複数あり、同一施工箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがある場合</u></p>	<p>▶積算時に、<u>点存在する施工箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を計上</u></p>	<p>▶平成24年6月28日付国土入企第10号「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」</p> <p>▶平成25年3月8日付総行第43号、国土入企第34号「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」</p>
12. 土工とコンクリート工における復興歩掛の活用		<p>▶<u>土工とコンクリート工の32工種について、日当たり作業量を10%低減させた復興歩掛を用いて積算</u></p> <p>▶<u>施工パッケージ型積算方式について、復興歩掛を用いて策定した32パッケージを活用</u></p> <p>※平成25年10月1日以降の入札から適用</p>	<p>▶平成25年9月12日付国総公第60号の2「東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛について」</p>

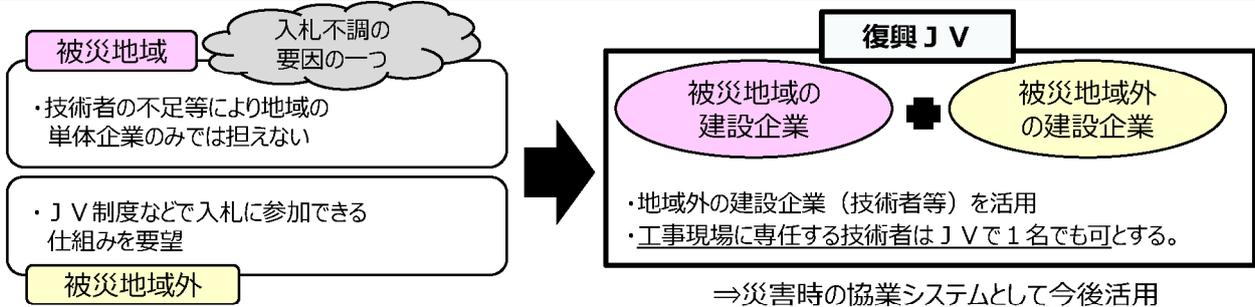
復旧・復興事業の施工確保対策③<宿泊費、価格高騰等に伴う契約変更>

対策	状況	対応方法	関係通知等
14. 積算時から契約時まで単価が変動した場合における最新単価に基づく契約変更	<ul style="list-style-type: none"> 資材価格が上昇したり、公共工事設計労務単価が見直されるなど、積算時点で設定した単価と請負契約締結時点の単価が異なる場合 	<ul style="list-style-type: none"> 当初契約締結後ただちに単価適用年月を変更し、新しい設計単価に基づく請負金額の変更を行う ※岩手県、宮城県及び仙台市で実施中 	
15. 宿泊費等に係る間接費の設計変更	<ul style="list-style-type: none"> 人材不足のため、施工者が、工事実施地域で技術者・労働者を確保できないことが想定される場合 	<ul style="list-style-type: none"> 地域外から技術者・労働者を確保するために施工者が必要とする宿泊費や長距離通勤費用について、設計変更対応により発注者が確実に支払うことを条件に契約 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年6月28日付国土入企第10号「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する施行について」 平成25年3月8日付総行第43号、国土入企第34号「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」
16. 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更	<ul style="list-style-type: none"> 資材不足のため、施工者が工事実施地域で資材を調達できないことが想定される場合 	<ul style="list-style-type: none"> 地域外から資材を調達するために施工者が必要とする輸送費等の調達費用について、設計変更対応により発注者が確実に支払うことを条件に契約 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年6月28日付国土入企第10号「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する施行について」 平成25年3月8日付総行第43号、国土入企第34号「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」
17. 資材価格の高騰に伴う単品スライド条項に基づく契約額変更	<ul style="list-style-type: none"> 工期中の資材価格の高騰のため、当初の請負代金額が不適当となった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 生コン等の対象品目毎に、単価変動に伴う工事費の増分の一部を発注者が支払うよう、<u>単品スライド条項（公共工事標準請負約款第25条第5項）</u>に基づき契約額を変更 	
18. 物価変動に伴うインフレスライド条項に基づく契約額変更	<ul style="list-style-type: none"> 工期中の予期することができない、特別の事情により、<u>工期内に日本国内において、急激なインフレーションまたはデフレーションが生じたため</u>、当初の請負額が不適当となった場合 工期中に公共工事設計労務単価が改定された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 労務単価改訂がなされた日以降の残工事量について、物価変動に伴う工事費の増分の一部を発注者が支払うよう、<u>インフレスライド条項（公共工事標準請負約款第25条第6項）</u>に基づき契約額を変更 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年2月17日付「東日本大震災の被災地域における賃金等の急激な変動に伴う請負代金の変更等について」
19. 資材、労務単価等の価格変動に伴う全体スライド条項に基づく契約額変更	<ul style="list-style-type: none"> 長期間の工事（工期が12ヶ月を超える工事）における資材、労務単価等の価格変動のため、当初の請負代金額が不適当となった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 資材、労務単価等の価格変動に伴う工事費の増分の一部を発注者が支払うよう、<u>全体スライド条項（公共工事標準請負約款第25条第1項から第4項）</u>に基づき契約額を変更 	

復旧・復興事業の施工確保対策① <入札参加者、技術者等の確保>

対策3. 被災地域内外の建設業者で結成する復興JV制度の活用① (復興JVの概要)

復興JV制度 岩手県、宮城県及び福島県の復旧・復興工事において、迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、地域における雇用の確保を図りつつ、広域的な観点から必要な体制を確保



復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて (H24.10.10 改正)

- ① 性格 地元の建設企業が、被災地域外の建設企業と継続的に共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 被災3県における復旧・復興工事を対象とし、予定価格がWTO対象工事とならない額までを上限（特定JV対象工事は除く）とする工事（改正前：予定価格が5億円程度を上限）
- ③ 構成員（数、組合せ及び資格）
 - ・ 2ないし3社
 - ・ 同程度の施工能力を有する者の組合せ
 - ・ 被災地域の地元の建設企業を1社以上含む
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件（専任制）を緩和
- ⑤ 登録 各登録機関毎に結成・登録できる共同企業体の数は、原則として1とし、最大3まで（改正前：最大2まで）単体との同時登録及び特定・経常・地域維持型JVとの同時結成・登録が可能
- ⑥ 代表者 原則として構成員において決定された地元の建設企業

対策3. 被災地域内外の建設業者で結成する復興JV制度の活用② (導入状況)

<復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）制度の導入状況> (平成25年9月4日時点)

宮城県における運用状況

- ① 対象工種 土木一式、舗装工事、建築一式
- ② 予定価格 3千万円以上3億円未満：東北・北海道型の復興JV（A、Sランク）が対象
3億円以上19.4億円未満：東北・北海道型の復興JV（Sランク）、全国型の復興JV（Sランク）が対象
- ③ 構成員数 2～3社
- ④ 代表者 土木一式、舗装工事、建築一式共に出資比率に関わらず県内に本社・本店を有する企業
- ⑤ 登録件数 104件、(平成24年度実績：79件)
- ⑥ 落札件数 復興JVの落札は17件 (平成24年度からの累計)

岩手県における運用状況

- ① 対象工種 全ての工事種別（19業種：土、建、電、管、舗、鋼橋、PC、法、機、塗、グラウト、通信、浚渫、造、ポーリング、消防、標識、鋼工、防）
- ② 予定価格 2千5百万円以上19.4億円未満
- ③ 構成員数 2～3社（構成員は岩手県内に本社又は本店を有していること。ただし、機械設備工事で専ら水閘門の施工を目的とする場合は所在地の要件はなし。）
- ④ 代表者 沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域（二戸地域振興センターの所管区域除く）に本社又は本店を有していること
ただし、機械設備工事で専ら水閘門の施工を目的とする場合は岩手県内に本社又は本店を有していること
- ⑤ 登録件数 10件、(平成24年度実績：21件)
- ⑥ 落札件数 復興JVの落札は8件 (平成24年度からの累計)

仙台市における運用状況

- ① 対象工種 土木一式、舗装工事
- ② 予定価格 1千万円以上5億円未満
- ③ 構成員数 2～3社
- ④ 代表者 出資比率に関わらず市内企業
(土木工事：格付け評点800点以上、舗装工事：格付け評点750点以上)
- ⑤ 登録件数 6件 (平成24年度から継続)
- ⑥ 工事公告 平成24年11月7日より復興JV対象工事を公告

石巻市における運用状況

- ① 対象工種 土木一式、舗装工事、建築一式
- ② 予定価格 3千万円以上19.4億円未満
- ③ 構成員数 2～3社
- ④ 代表者 出資比率に関わらず市内の最上位等級企業
- ⑤ 登録件数 24件、(平成24年度実績：12件)
- ⑥ 落札件数 復興JVの落札は7件 (平成24年度からの累計)

国土交通省における運用状況

- ① 対象工事 被災3県における工事のうち、地方整備局長等が必要があると認める工事
- ② 予定価格 5.8億円未満
- ③ 構成員数 2～3社
- ④ 代表者 出資比率に関わらず被災地域に本店が所在する企業
- ⑤ 登録件数 3件、(平成24年度実績：3件)
- ⑥ 落札件数 復興JVの落札は2件 (平成24年度からの累計)

農林水産省における運用状況

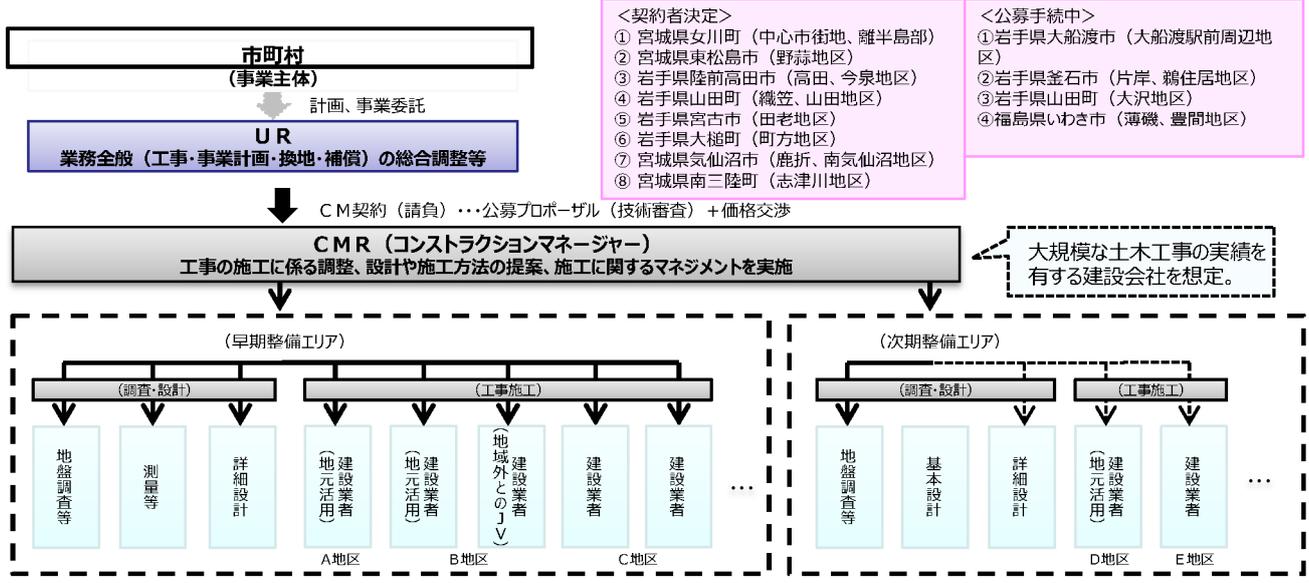
- 東北農政局
 - ・復興JVの登録は0件
 - ・農業農村整備関係工事で1件公告し、復興JVの落札はなし
- 東北森林管理局及び関東森林管理局
 - ・復興JVの登録は10件 (平成24年度実績：10件)
 - ・海岸防災林復旧工事で33件公告し、復興JVの落札は11件 (平成24年度からの累計)

復旧・復興事業の施工確保対策① <入札参加者、技術者等の確保>

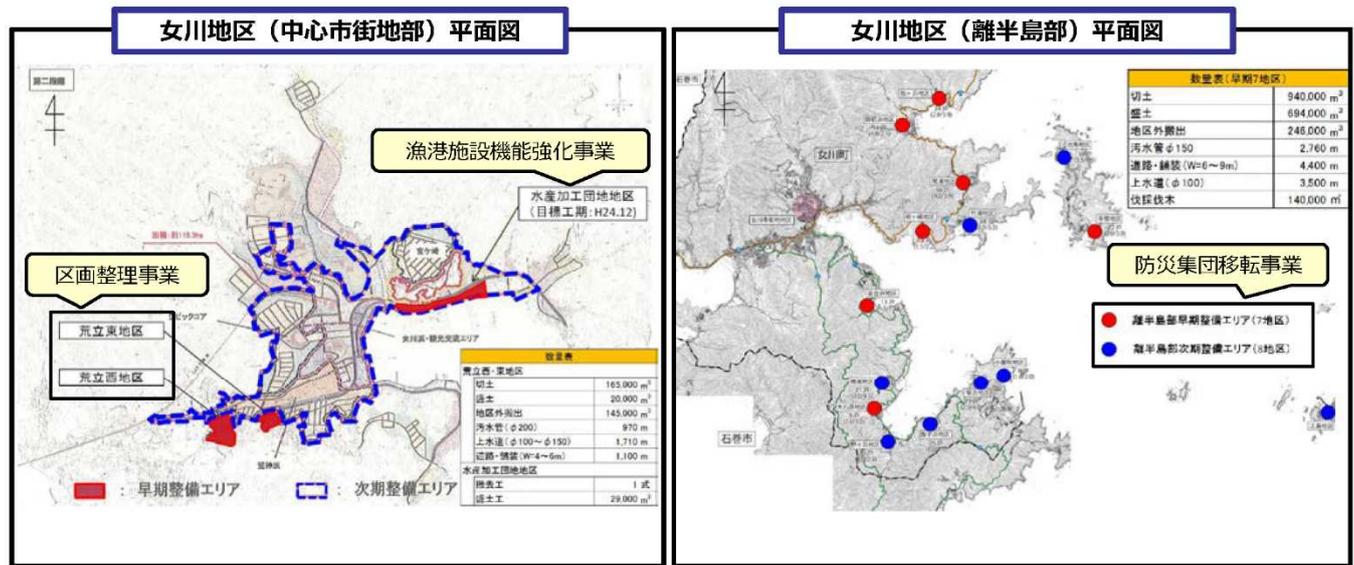
対策4. CM方式の活用① (URによるCM方式を活用した復興まちづくりモデル事業の概要)

【メリット】

- 市町村 (UR) は、1回の発注で、複数地区の調査、設計、工事施工までの契約が可能
 - 個別地区間の調整などの本来発注者が行うべき業務をCMRが実施。
- 民間の知恵を生かして復興まちづくり事業のスピードアップ
 - 調査・設計と工事施工を一括で1つの発注とすることで、設計のできた所から施工を開始することが可能。
- 建設業者等の選定において地元企業の優先活用が可能
 - 市町村の意向を踏まえた一定の優先条件 (女川町の例：①女川町内に本店②宮城県東部土木事務所管内に本店、③宮城県内に本店) に従って下請建設業者を選定し、承認を得た上で、契約。
 - 活用可能な地元企業がない場合には、市町村の了承の上でゼネコンの全国的な調達力を活用し、事業を滞らせることなく進めることが可能。
- 地元下請建設業者等に対する支払いを透明化し、下請へのしわ寄せの防止が可能
 - 市町村 (UR) とCMRとの契約は、設計・工事等に要したコスト (業務原価) とコストに一定割合 (10%程度を目安) を乗じたフィー (報酬) を加えた額を支払い、CMRから施工企業への支払額 (コスト) を市町村 (UR) に対し、開示し、それを第三者・URがチェックする方式 (オープンブック方式) を採用。



対策4. CM方式の活用② (女川町の整備エリア)

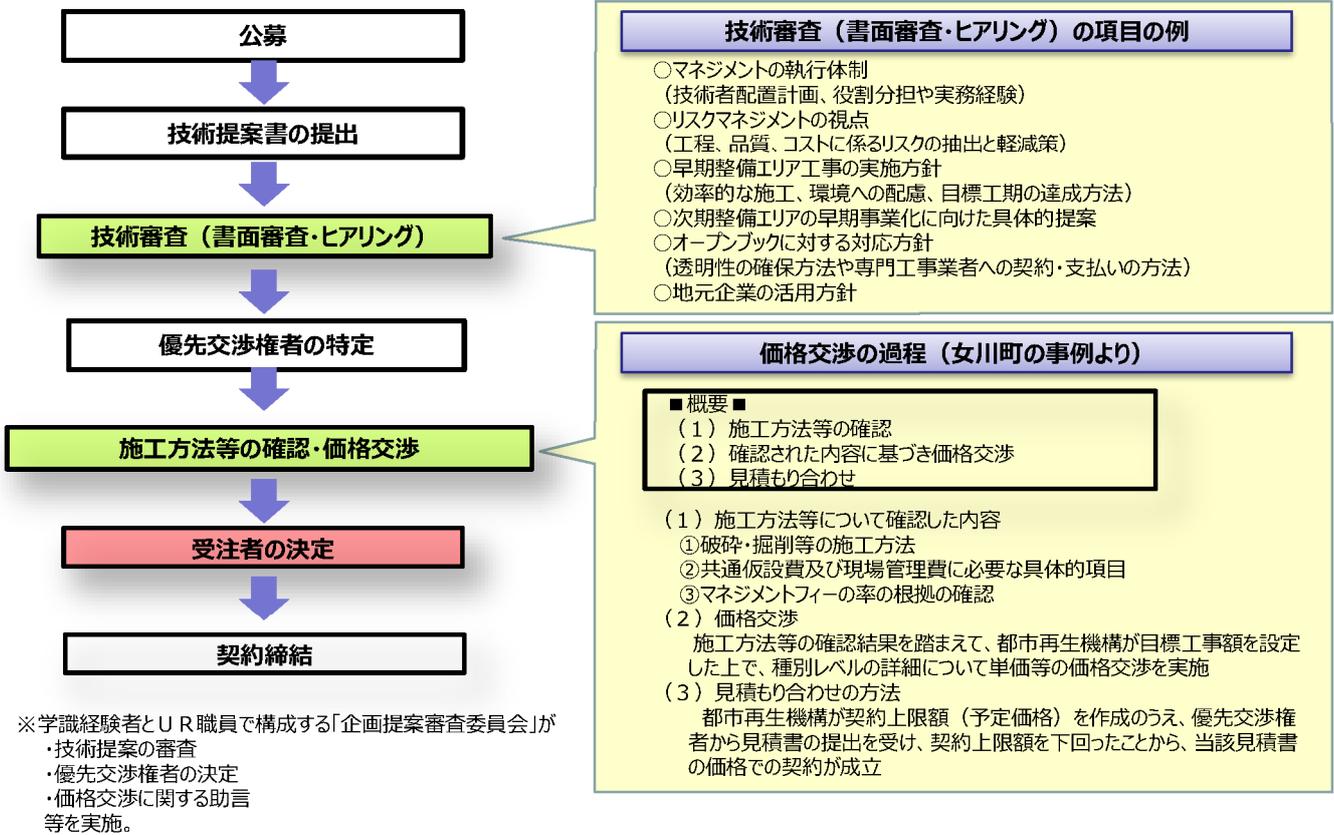


早期整備エリア
 地元意向、関係機関協議等から、整備範囲がほぼ確定し、早期に工事着手することが可能なエリア

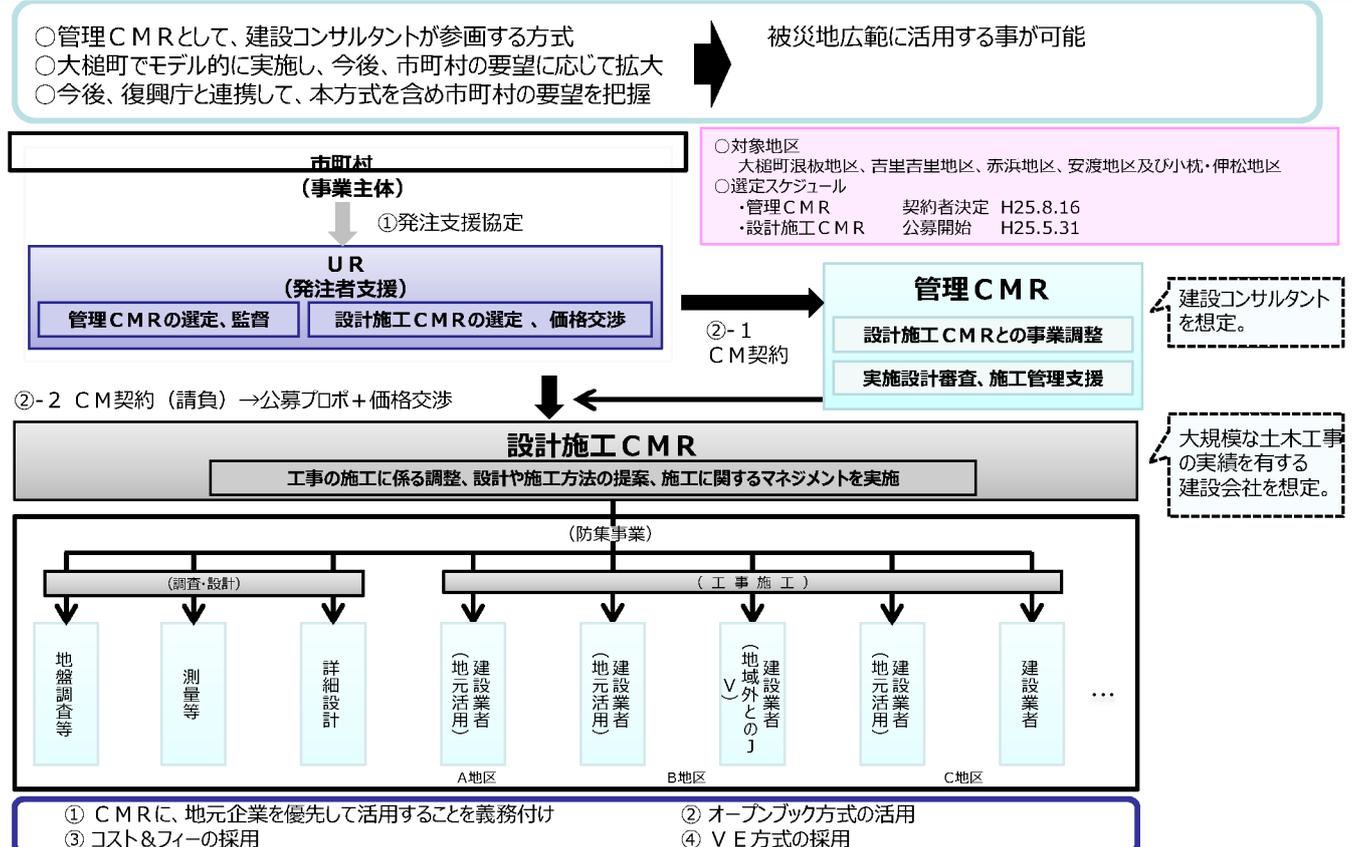
次期整備エリア
 現時点では、整備範囲等が変更になる可能性があり、条件整理等が整った段階で工事着手するエリア

復旧・復興事業の施工確保対策① <入札参加者、技術者等の確保>

対策4. CM方式の活用③ (URにおけるCM業者選定の手続き)



対策4. CM方式の活用④ (CM方式 (大槌町方式) の導入)



復旧・復興事業の施工確保対策① <入札参加者、技術者等の確保>

対策5. 一人の主任技術者による2以上の工事現場の管理 (被災地における専任の主任技術者の取扱い【要件緩和】)

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

現行の取扱い (H25.2.5付け通知)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

①密接な関係のある工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

②近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

復興の加速化のため、東日本大震災の被災地に限り、要件の緩和を行う。(H25.9.19付け通知)

被災地における緩和策

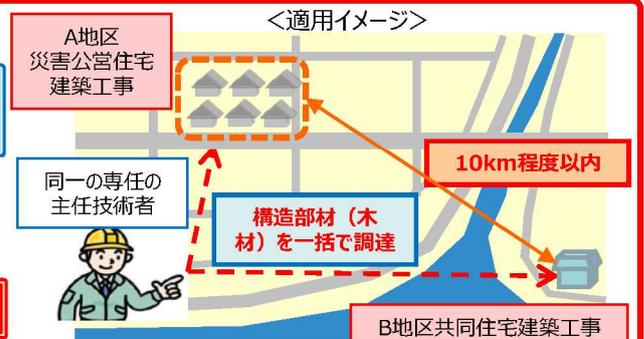
①密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【= 例示の追加 (建築工事でも適用)】

(例) ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

②近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用



適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

対策6. 技術者及び現場代理人の配置緩和措置① (現場代理人の常駐義務の緩和)

現場代理人：工事現場の運営、取締りや工事現場において請負人の任務の代行をする者

- 現場代理人は、原則として工事現場に常駐が必要
- 同一工事における現場代理人と技術者（監理技術者、主任技術者又は専門技術者）は兼務可能

以下の両方を満足すると発注者が認めた場合には常駐を要しないこととすることができる。

①現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと

②発注者との連絡体制が確保されること

(公共工事標準請負契約約款 第10条第3項)

【参照】現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について (平成23年11月14日付け)

【留意点】現場代理人の常駐義務の緩和により技術者の専任義務の緩和されるものではない。

○現場代理人が2以上の工事現場を兼任する場合の配置の例 (技術者を兼務するような場合)

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
	現場代理人と技術者を兼務しない場合	現場代理人と技術者を兼務する場合		
技術者の配置要件*	技術者を兼務しないため、関係なし	非専任	〔 監理技術者 主任技術者 (右記以外) 〕	専任 工事に密接な関係があり、現場が5km程度以内である場合の主任技術者
他の工事現場との兼任	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能 (かつ技術者も兼務可能)	A工事 ✕ B工事 ⇒現場の兼任不可 (*技術者の専任制のため)	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能 (かつ主任技術者も兼務可能)

* 技術者の専任を要する工事：1件の請負金額が2,500万円以上 (建築一式は5,000万円以上) の工事

復旧・復興事業の施工確保対策① <入札参加者、技術者等の確保>

対策6. 技術者及び現場代理人の配置緩和措置②（監理技術者等の専任を要しない期間）

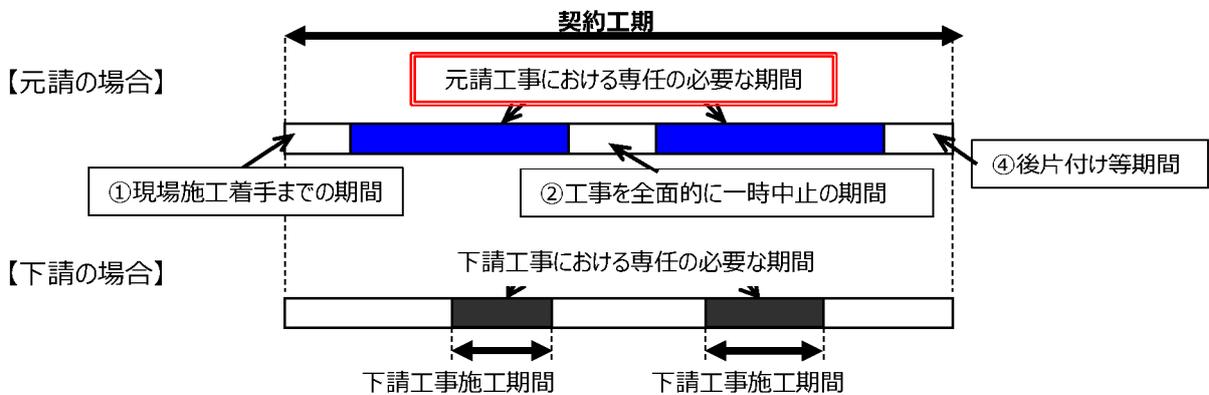
○直接請け負った工事で監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期を基本とする。



以下の場合については、発注者と元請け業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている場合には工事現場への専任は要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間 等
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査 等
- ③ 工場製作のみが行われている期間
(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合)
- ④ 工事完了後、検査が終了し*、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
*発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しない

○下請工事の専任が必要な期間については、実際に下請工事が施工されている期間とする。



復旧・復興事業の施工確保対策②<予定価格・工期の適切な設定>

対策7. 直近の公共工事設計労務単価の活用（平成25年度 公共工事設計労務単価の概要）

I. 基本的認識

(長引く労働条件の悪化、若年者の減少)

- 建設投資の減少に伴うダンピング受注の激化と、下請へのしわ寄せによって、技能労働者の賃金が低下。
- また、社会保険料も適正に支払われず、法令上の義務があるのに最低限の福利厚生すら確保されていない企業が多数存在。

これらが原因となって、**近年、若年入職者の減少が続いている。**

(構造的な労働者不足が顕在化、今後も続く労働需給のひっ迫)

- その結果、ここに来て、労働需給のひっ迫傾向が顕在化。入札不調も各地で増加。
- この傾向は一時的なものではない。いま、適切な対策を講じなければ、**近い将来、災害対応やインフラの維持・更新に支障を及ぼすおそれ。**

構造的な労働需給のひっ迫を適切に設計労務単価へ反映

★ デフレ脱却のためにも、労働者の所得を増やすことが重要

II. 単価設定のポイント

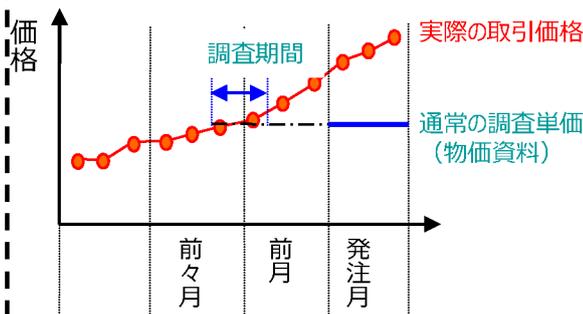
- (1) 技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映
- (3) 被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置（被災三県に ついて単価を5%引上げ）

➡ 全国（全職種単純平均値）前年度比； +15.1%
被災三県（全職種単純平均値）前年度比； +21.0%

対策8. 市場高騰期における労務費・資材費の見積活用による積算の実施

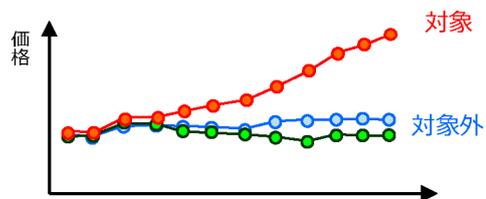
価格変動が著しい場合には、通常の積算価格では、市場価格を適切に反映することが困難。

◆ 価格変動が著しい資材等については、調査から単価公表等までのタイムラグにより、実際の取引価格と通常の調査単価に乖離が生じている恐れがある。



価格変動が著しい特定の地域について、見積もりを積極的に活用して積算に市場価格を反映する。

◆ 被災3県内において、特定の地域で資材等の著しい価格変動が確認された場合は、見積もり調査を実施。



◆ 見積もり調査結果は、1月以内*に発注する他の発注にも適用。（発注事務の軽減）

※ 労務費については、数ヶ月以内の当該地域の発注に適用。

復旧・復興事業の施工確保対策②<予定価格・工期の適切な設定>

対策9. 宿舍設置に伴う費用の積み上げ計上

東日本大震災被災地では、地域外から確保した労働者の宿泊施設の確保が困難になっている地域もある。大規模な事業などにおいて、入札不調・不落を防止するため、宿舍を建設せざるを得ない場合もありうることから、積算の考え方を整理する。

工事を行う地域において

- ・地域内での労働者確保が困難。
- ・域外からの労働者を宿泊させる施設が確保できない。
- ・工事の不調・不落が多発。



全国の実績として、工事での労働者宿舍の建設実績のなく、実質的に共通仮設費の率分として計上されていないダム建設工事、トンネル工事以外の工事を対象に、宿舍を建設せざるを得ない場合の積算の考え方を整理し、不調・不落による復興の遅れを防ぐ。

積算方法の概要

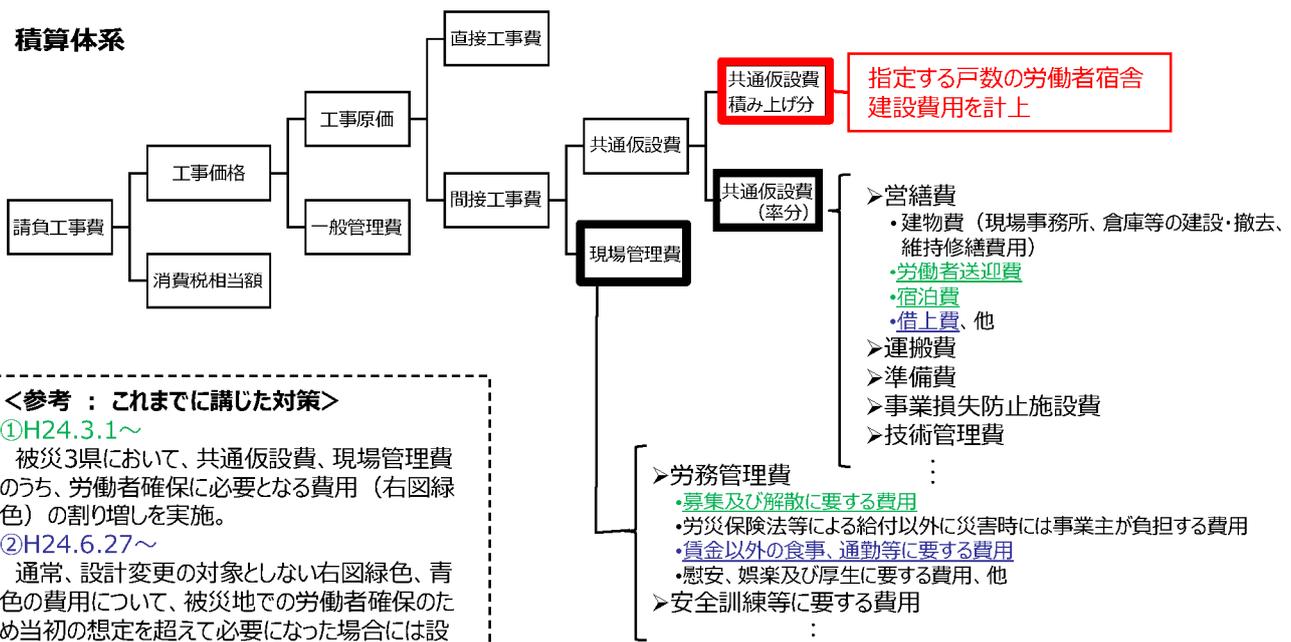
- 特記仕様書で建設戸数を指定し、指定戸数分の建設費用を共通仮設費の積み上げ分として計上。
- 必要に応じて、事業終了後の撤去費についても積み上げ計上。



参考：積算における労働者宿舍対策

- 共通仮設費の積み上げ分として、指定する戸数の労働者宿舍の建設費用を計上。

積算体系



<参考：これまでに講じた対策>

- ①H24.3.1～
被災3県において、共通仮設費、現場管理費のうち、労働者確保に必要な費用（右図緑色）の割り増しを実施。
- ②H24.6.27～
通常、設計変更の対象としない右図緑色、青色の費用について、被災地での労働者確保のため当初の想定を超えて必要になった場合には設計変更で対応。

復旧・復興事業の施工確保対策②<予定価格・工期の適切な設定>

対策11. 施工箇所が点在する工事の間接費の算定

○施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じることが考えられるため、「施工箇所が複数ある工事については、工事箇所（市町村単位）ごとに間接工事費（共通仮設費、現場管理費）の算出を可能とする。」こととしている。

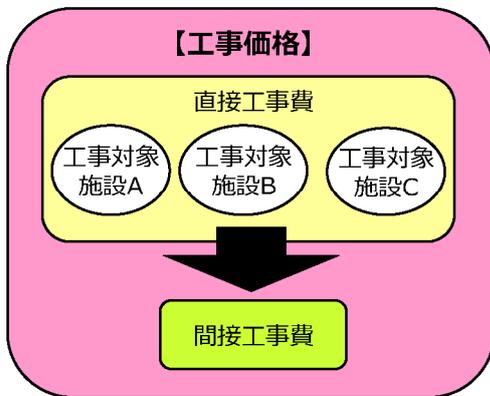
○これまでは、工事箇所が市町村をまたいで点在することを要件としていたところ、市町村合併により市町村の面積が拡大したことを受け、発注者の判断により、市町村をまたがなくても工事箇所の点在により間接費の増が見込まれる工事について、適用可能とする。

（平成24年6月27日通知）

■間接費計上のイメージ（例：同一市町村内での複数施設の補修工事を行う場合）

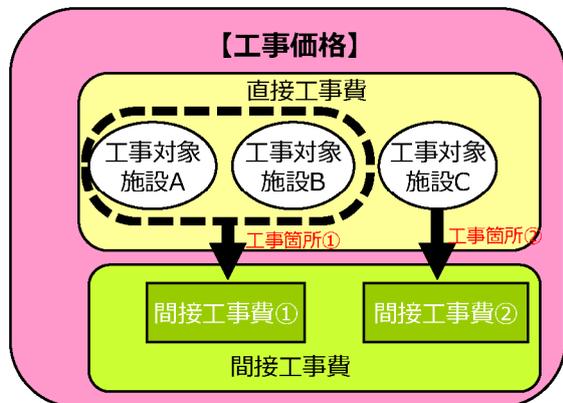
○通常の積算方法

※直接工事費の総価に間接費率を掛けて計上



○複数の工事箇所での算出方法

※複数の工事箇所毎に間接費を計上（市町村をまたがなくても適用可能）



対策12. 復興歩掛の活用①（東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛）

概要

○東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）では、早期復興に向け大規模な復旧・復興事業が推進されており、工事量の増大による資材調達不足等で、標準歩掛と施工実態とに乖離（日当り作業量の低下）が生じている



○このため、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）における施工実態の調査を実施



○調査の結果、「土工」及び「コンクリート工」において、日当り作業量の低下を確認したため、関係する32工種について、標準歩掛の日当たり作業量を補正した復興歩掛を策定

※本歩掛は、平成25年10月1日以降に入札する工事から適用

◆日当り作業量の補正内容

①土工（掘削積込～土の敷均し・締固めまでの一連作業）【3工種】

・ダンプトラック不足等による日当り作業量の低下を確認
→日当り作業量を10%補正

②コンクリート工【29工種】

・セメント供給不足等による日当り作業量の低下を確認
→無筋・鉄筋構造物、擁壁工などCo打設を伴う工種で日当り作業量を10%補正

※詳細は

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html)

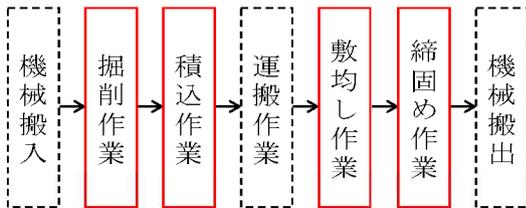
復旧・復興事業の施工確保対策②<予定価格・工期の適切な設定>

対策12. 復興歩掛の活用② (土工関連工種 概要)

作業内容

・道路工事や河川工事で行われる、バックホウによる土砂の掘削積み込み及びダンプトラックで運搬された土砂の、敷均し締固めまでの一連の土工作業。

施工フロー



日当り施工量の補正対象としているのは、 部分のみである。

対象工種

下記に示す3工種が対象。

番号	工種名
1	機械土工 (土砂・超ロングアームバックホウ土工)
2	土の敷均し締固め工
3	土工(砂防)

補正内容

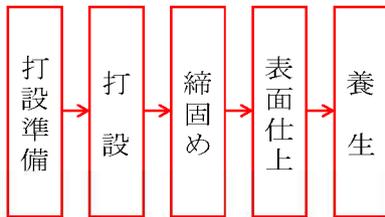
被災3県における土工作業について、ダンプトラック不足等を要因とした、日当り作業量の低下が確認されたため、一連の作業について日当り作業量を10%低減させる。

対策12. 復興歩掛の活用③ (コンクリート工関連工種 概要)

作業内容

・土木構造物の施工にかかる、コンクリート打設作業全般。

施工フロー



日当り施工量の補正対象としているのは、 部分のみである。

対象工種

下記に示す、29工種が対象。

番号	工種名
1	コンクリート法枠工
2	コンクリートブロック構工
3	コンクリートブロック張工
4	緑化ブロック植工
5	現場打擁壁工
6	排水構造物工
7	発泡スチロールを用いた超軽量盛土工
8	函渠工 (構造物単位)
9	鋼管矢板基礎工
10	コンクリート工
11	消波根固めブロック工
12	消波工
13	護岸基礎ブロック工
14	コンクリート工 (砂防)
15	コンクリート舗装工
16	ローラ転圧コンクリート舗装工 (RCCP工)
17	橋梁補強工
18	橋梁地帯補修工
19	共同溝工
20	橋台・橋脚工
21	鋼橋床版工
22	ポストテンション桁製作工
23	P C橋架設工
24	ポストテンション場所打ホースラブ橋工
25	ポストテンション場所打箱桁橋工
26	R C場所打ホースラブ橋工
27	P C橋片持架設工
28	石積 (張) 工
29	プレフォーム桁製作工 (現場)

補正内容

被災3県におけるコンクリート打設作業について、コンクリート供給不足等を要因とした、日当り作業量の低下が確認されたため、一連の作業について日当り作業量を10%低減させる。

復旧・復興事業の施工確保対策②＜予定価格・工期の適切な設定＞

対策13. 工期における余裕期間の設定

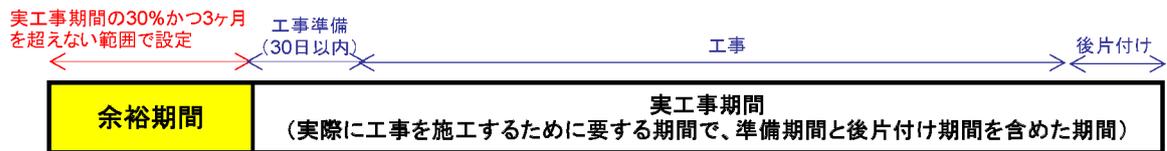
建設資材の不足を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、東北地整では、適切な工期延長への対応や余裕期間の設定等の措置を講じているところ。

①適切な工期延長対応（H23年6月～）

- 建設資材や建設機械等の調達・納入の遅延や施工体制の確保によって工程に影響が生じる場合には、工事の一時中止や工期延長についての協議に応じることを、現場説明事項書等に条件明示。
- 建設資材の調達遅延を含め、受注者の責によらない事由で、工事の一時中止をかけた場合は、積算基準に基づき契約額の変更を行うことが可能。

②余裕期間の設定（H25年1月～）

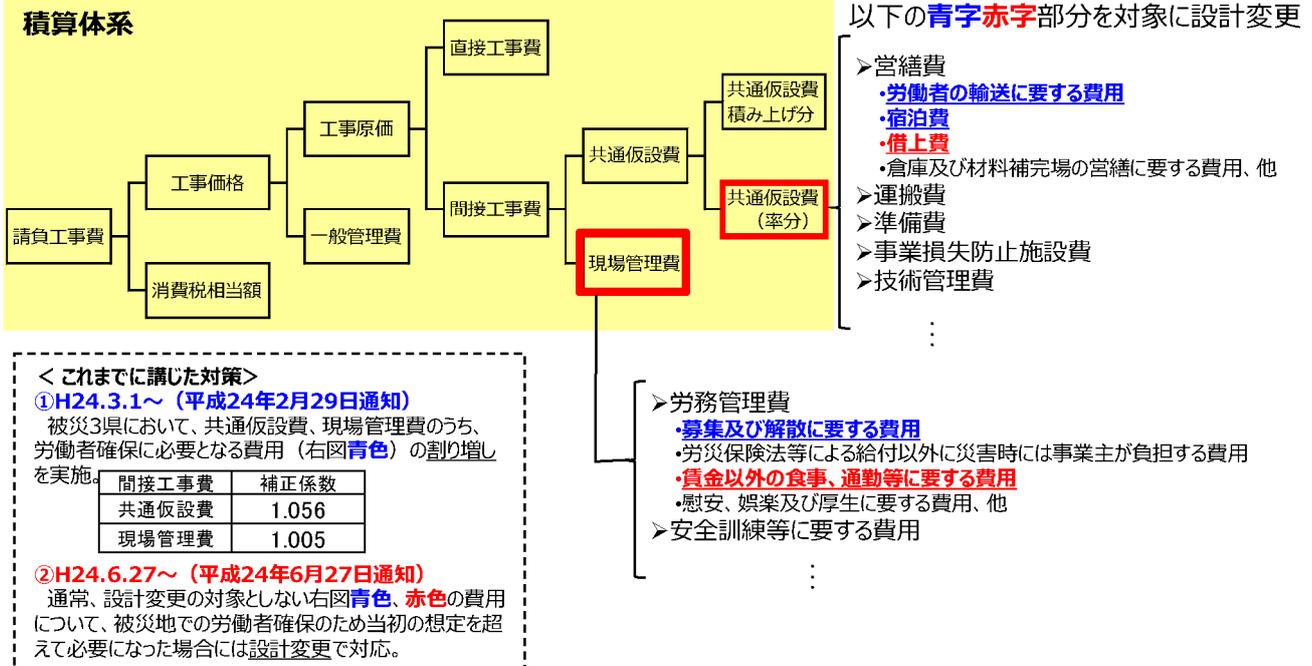
- 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、3県においては、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うための余裕期間を設定。
- 余裕期間は、実工事期間の30%を超えず、かつ3ヶ月を超えない範囲で設定。
- 余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工事に着手できる。



復旧・復興事業の施工確保対策③<宿泊費、価格高騰等に伴う契約変更>

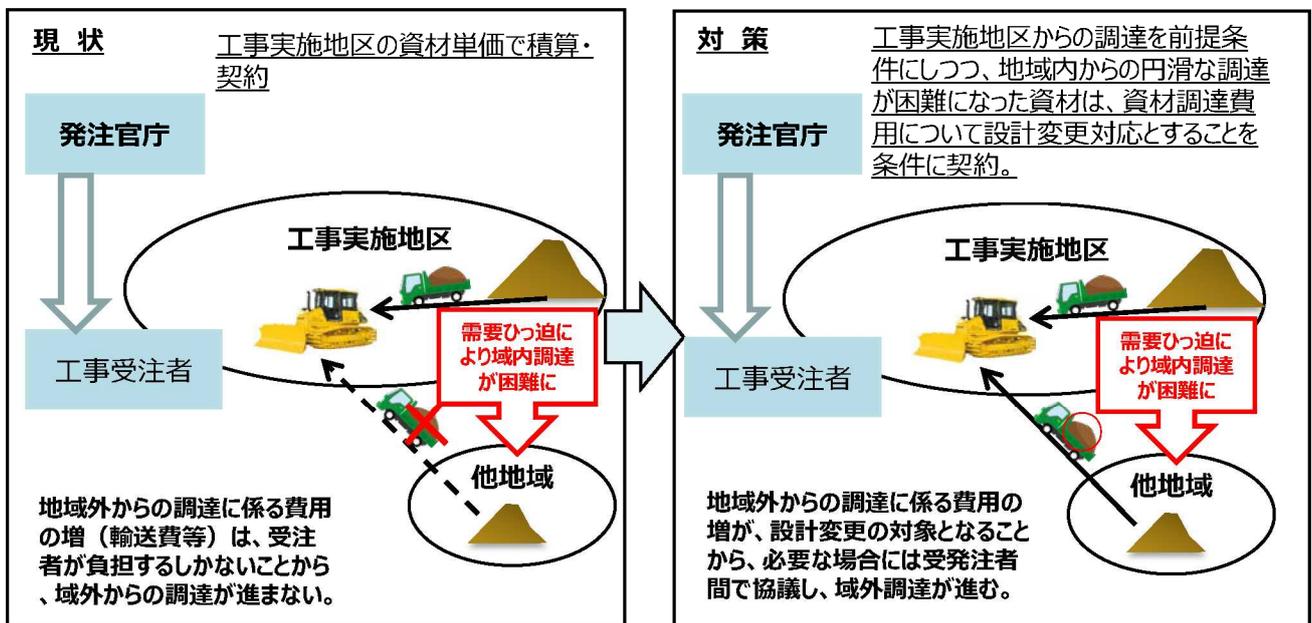
対策15. 宿泊費等に係る間接費の設計変更

- 東日本大震災被災地では、地域内では労働者を確保出来ないため、地域外の労働者で対応せざるを得ず、宿泊費や長距離通勤により、施工者の負担増が復興事業の足かせとなっている。
- これらの費用は、予定価格において全国の実績調査を基に率計上で積算をしているが、労働者の確保方策に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更により対応できるようにする。



対策16. 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更

- 被災3県の沿岸地域を中心に、砕石等の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。
 - そのため、工事現場が所在する地区において建設資材の需給ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。
- (平成24年6月27日通知)



復旧・復興事業の施工確保対策③<宿泊費、価格高騰等に伴う契約変更>

対策17. 資材価格の高騰に伴う単品スライド条項に基づく契約額変更①

契約後に建設資材の価格が大きく変動した場合に契約額を変更できる、いわゆる単品スライド条項について、被災地で価格が高騰するコンクリート類についても運用のマニュアル化を進め、適用を円滑化。（平成25年3月29日）

単品スライド等に係る主な経緯

昭和55年 単品スライド制度の運用開始(対象は、鋼材類、燃料油に限定)

平成20年7月 単品スライド運用マニュアル(暫定版)の作成

平成20年9月 単品スライド条項の対象の拡大

・対象を限定せず、鋼材類、燃料油以外の材料も個別に適用を判断できることに。

平成20年11月 アスファルト類の適用方法を整理し、対象として一般化

平成24年2月 3県内でのインフレスライドの適用を通知

平成24年2月 インフレスライド運用マニュアル作成

平成25年3月 コンクリート類の適用方法を整理し、対象として一般化

- 適用する場合の例示：大規模な災害の発生等に伴う資材需要の急増
協同組合の販売価格の大幅な変動
- コンクリート類の対象品目を指定：生コン、モルタル、二次製品、セメント、骨材、混和剤
- 対象数量の考え方(証明数量と設計数量の採用の場合分け)を整理。

対策17. 資材価格の高騰に伴う単品スライド条項に基づく契約額変更②

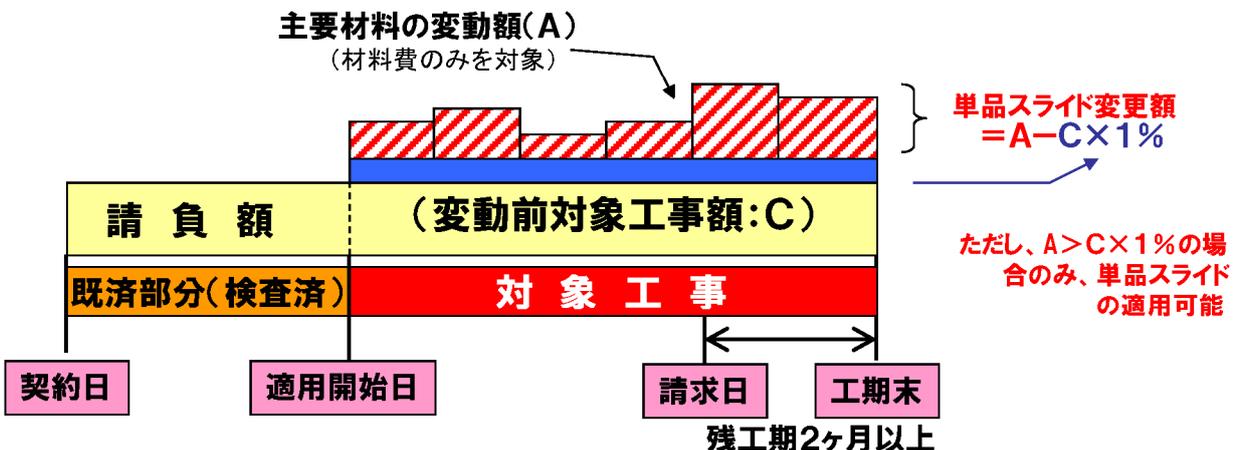
特定資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用

工事請負契約書_第25条第5項(単品スライド条項)

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

対象資材：鋼材类等特定の資材



復旧・復興事業の施工確保対策③<宿泊費、価格高騰等に伴う契約変更>

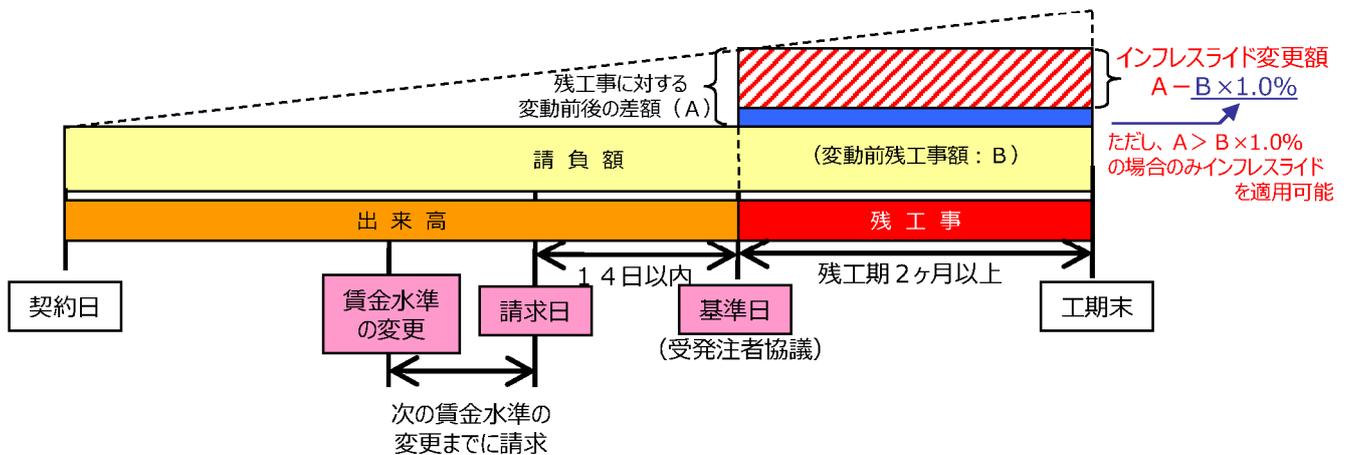
対策18. 物価変動に伴うインフレスライド条項に基づく契約額変更

被災三県で実施する工事において、インフレスライド条項が適用できることを通知
(平成24年2月17日通知)

工事請負契約書 第25条第6項 (インフレスライド条項)

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライドの概要 (工事請負契約書 第25条第6項)



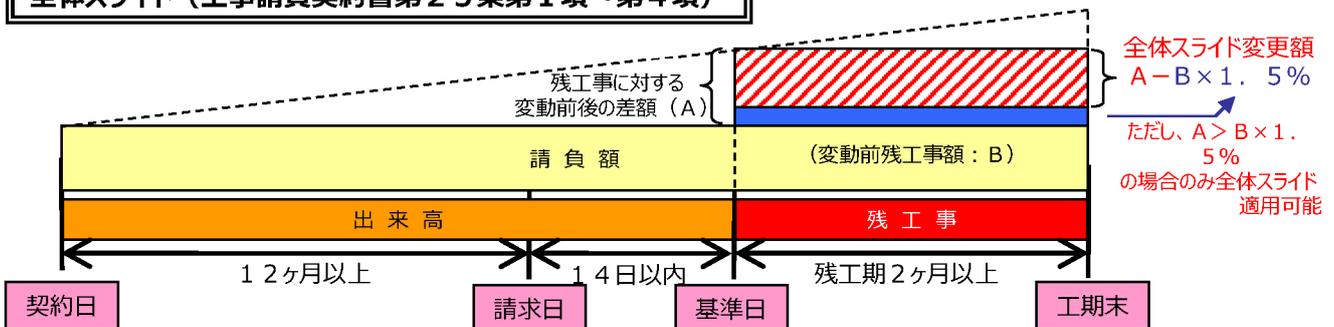
対策19. 資材、労務単価等の価格変動に伴う全体スライド条項に基づく契約額変更

長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応

工事請負契約書 第25条第1～4項 (全体スライド条項)

1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
2 項以下 (略)

全体スライド (工事請負契約書第25条第1項～第4項)



復旧・復興事業の施工確保対策③<宿泊費、価格高騰等に伴う契約変更>

参考：スライド条項について（契約約款第25条）

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目	全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)
これまでの事例	ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知	昭和49年に運用通知 (第1次石油危機当時)

対策20. 適切な工期延長対応

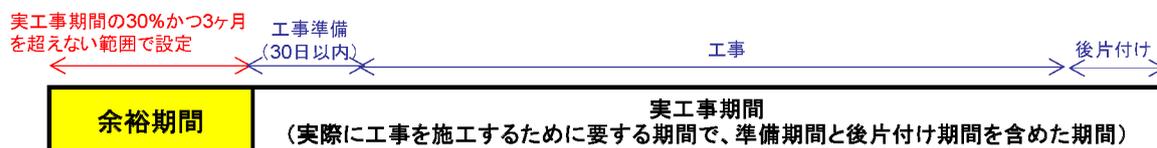
建設資材の不足を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、東北地整では、適切な工期延長への対応や余裕期間の設定等の措置を講じているところ。

①適切な工期延長対応（H23年6月～）

- 建設資材や建設機械等の調達・納入の遅延や施工体制の確保によって工程に影響が生じる場合には、工事の一時中止や工期延長についての協議に応じることを、現場説明事項書等に条件明示。
- 建設資材の調達遅延を含め、受注者の責によらない事由で、工事の一時中止をかけた場合は、積算基準に基づき契約額の変更を行うことが可能。

②余裕期間の設定（H25年1月～）

- 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、3県においては、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うための余裕期間を設定。
- 余裕期間は、実工事期間の30%を超えず、かつ3ヶ月を超えない範囲で設定。
- 余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工事に着手できる。



多様な入札契約方式相談窓口について

今後も、事業の抱える課題を解決するため、新たな入札契約方式の活用を検討・実施している地方公共団体を対象に、**相談窓口を開設していますので、アドバイス等に活用してください。**

相談内容（例）

- 事業が抱える課題に応じた最適な入札契約方式を選択したいが、それぞれの方式のメリット・デメリットや適用にあたって留意すべき点などがあれば教えて欲しい。
- CM方式を導入したいが、仕様書に記載する内容が分からない（作成した内容に問題がないか不安）。
- ECI方式を導入したいが、優先交渉権者を選定に向けた技術提案書の評価項目の設定方法が分からない。
- 災害復旧工事を円滑に進める上で、発注者支援体制の構築の方法等、施工確保対策のメニューを教えてください。

相談フロー



- ・相談シートに相談内容などの必要事項を記載の上、国土交通省の以下メールアドレスあて送信して下さい。
- ・国土交通省が支援事業者と連携の上、課題解決に向けたアドバイス（※2）を実施いたします。
- ・電話やメールによる回答のほか、詳細なアドバイスをご希望される場合は面会による相談（※3）を実施いたします。

※1：委託契約に基づく守秘義務が課せられています。

※2：相談費用は無料です。

※3：国土交通省での実施を予定しています。また、入札関係図書等の作成自体は地方公共団体にて実施していただきます。

その他参考資料について

多様な入札契約方式導入・活用に役立つ**資料をHPに掲載しています**のでご活用ください。

●多様な入札契約方式モデル事業「リーフレット&事例集」

リンク先：http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000538.html

●地方公共団体等におけるCM方式活用事例集

リンク先：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000119.html

●東日本復興CM方式の検証と今後の活用に向けた研究会 報告書

リンク先：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000129.html

●地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き

リンク先：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000145.html

●適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について（地方公共団体における平準化の取組事例について）

リンク先：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000105.html

問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室

電話（直通） 03-5253-8278

メールアドレス：tokennyuki@mlit.go.jp